

令和元年度

多摩市の財政状況

決算の概要

この冊子は、令和元年度多摩市の財政白書（令和3年3月発行予定）の「第3部 決算状況の推移と他市との比較」を令和2年9月定例会市議会にあわせて、発行したものです。

令和元年度 多摩市の財政状況 目次

はじめに.....	4
1 令和元年度の決算の特徴.....	5
2 歳入の状況.....	6
2.1 歳入構成.....	6
2.1.1 歳入構成と主な項目の増減要因.....	6
2.1.2 歳入構成の推移.....	7
2.1.3 歳入構成の他市との比較.....	8
2.2 地方消費税交付金と社会保障施策に要する経費.....	9
2.3 収入未済額の状況.....	10
〔コラム〕ふるさとTAMA応援寄附金について.....	11
2.4 市税.....	13
2.4.1 市税の推移.....	13
2.4.2 都市計画税の収入額と充当事業.....	12
2.4.3 東日本大震災を踏まえた緊急防災・減災事業について（復興増税の使途）.....	15
2.4.4 森林環境税及び森林環境譲与税の創設と使い道.....	16
3 歳出の状況.....	17
3.1 目的別経費.....	17
3.1.1 目的別経費の構成.....	17
3.1.2 目的別経費の推移.....	18
3.1.3 主な目的別経費の推移.....	19
3.2 性質別経費.....	20
3.2.1 性質別経費の構成.....	20
3.2.2 性質別経費の推移.....	21
3.2.3 義務的経費の内訳の推移.....	21
3.2.4 歳出性質別構成の他市との比較.....	22
3.2.5 歳出性質別構成の他市との比較 その2.....	22
3.3 性質別経費の分析：人件費.....	23
3.3.1 人件費と決算総額に占める割合の推移.....	23
3.3.2 多摩市の職員数の推移.....	23
3.3.3 令和元年度 26市における市民1人当たりの人件費と決算総額に占める割合.....	24
3.3.4 令和元年度 26市における職員平均年齢と市民千人当たりの職員数.....	24
3.3.5 令和元年度 26市におけるラスパイレス指数.....	25
3.4 性質別経費の分析：扶助費.....	26
3.4.1 扶助費と決算総額に占める割合の推移.....	26
3.4.2 扶助費の内訳の推移.....	27
3.4.3 令和元年度 26市における市民1人当たりの扶助費と決算総額に占める割合.....	28
3.4.4 市税と扶助費の変動状況：平成12年度を100とした場合の指数の推移.....	28
3.5 性質別経費の分析：公債費.....	29
3.5.1 公債費と決算総額に占める割合の推移.....	29
3.5.2 令和元年度 26市における市民1人当たりの公債費と決算総額に占める割合.....	29
3.6 性質別経費の分析：物件費.....	30
3.6.1 物件費と決算総額に占める割合の推移.....	30
3.6.2 令和元年度 26市における市民1人当たりの物件費と決算総額に占める割合.....	30

3.7 性質別経費の分析：補助費等	31
3.7.1 補助費等と決算総額に占める割合の推移	31
3.7.2 令和元年度 26 市における市民 1 人当たりの補助費等と決算総額に占める割合	31
3.7.3 補助費等の内訳	32
3.8 性質別経費の分析：繰出金	33
3.8.1 繰出金と決算総額に占める割合の推移	33
3.8.2 令和元年度 26 市における市民 1 人当たりの繰出金と決算総額に占める割合	34
4 基金・地方債・債務負担行為の状況	35
4.1 基金	35
4.1.1 基金の積立と取崩状況の推移	35
4.1.2 基金の内訳と推移	36
〔コラム〕決算剰余金と財政調整基金	36
4.1.3 令和元年度 26 市における市民 1 人当たりの基金残高	37
4.1.4 令和元年度 26 市における市民 1 人当たりの積立基金増減額と決算総額に占める割合	37
4.2 地方債・債務負担行為	38
4.2.1 地方債残高と地方債発行額の推移	38
〔コラム〕世代間の公平負担	38
4.2.2 債務負担行為の推移	40
4.2.3 市民 1 人当たり基金・地方債及び公債費に準ずる債務負担行為支出予定額の推移	41
4.2.4 令和元年度 26 市における市民 1 人当たりの貯金と借金・分割払い	41
5 財政指標の状況	42
5.1 財政力指数	42
5.1.1 財政力指数の推移	42
5.1.2 令和元年度 26 市の財政力指数	43
5.2 公債費負担比率	44
5.2.1 公債費負担比率の推移	44
5.2.2 令和元年度 26 市の公債費負担比率	44
5.3 経常収支比率	45
5.3.1 経常収支比率の推移	45
5.3.2 令和元年度 26 市の経常収支比率	46
5.3.3 令和元年度 26 市の経常収支比率・財政力指数の関係	46
5.4 健全化判断比率等	47
5.4.1 健全化判断比率	47
5.4.2 資金不足比率	47
5.4.3 健全化判断比率等の概要について	48
〔コラム〕実質収支額（剰余額）等を使って財政指標を算定してみると	50
（参考）令和元年度決算に基づく健全化判断比率等の算定結果の詳細について	51

はじめに

「多摩市は財政力が高いって言うけれど本当なの？」 「行政は財政が厳しいと言うけれどなぜ厳しいの？」 そんな疑問をお持ちではありませんか？ この冊子では、グラフや表を用いて決算から見る多摩市の財政状況をできる限り分かりやすく説明してみました。

市に入ってくる収入(歳入)の状況や収入をどのようなことに使っているのか(歳出)、また、歳入と歳出のバランス、財政の状況を計る各種指標、他市との比較等を通して、多摩市の財政状況を見てみます。そして、課題や特徴を浮き彫りにしながら、将来を展望してみます。

多摩市は多摩ニュータウンの開発とともに発展してきました。昭和46年の第一次入居以来、人口の急激な増加とともに市税収入も伸びたことから、その税金を活用して、様々な市民サービスの充実や都市基盤の整備、公共施設の建設等を行ってきました。

令和3年に市制施行50周年を迎える多摩市は、ニュータウン再生などの取り組みにより、今後数年でまちの姿が大きく変わっていきます。これからの50年に向け、大きな転換期を迎えている多摩市の状況をご紹介します。

数値は「普通会計」によるものです

○一般会計とは

地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅して計上する会計であり、特別会計で計上される以外のすべての経理を一般会計で処理しなければならないこととされています。

一方、「特定の事業を行う場合」や「特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合」については、法令で設置が義務づけられているもののほか、条例によって特別会計を設置することができます。

○普通会計とは

地方財政統計上で統一的に用いる会計区分です。一般会計・特別会計の区分などは地方公共団体により異なっていますが、普通会計を用いれば同じ条件での比較ができます。普通会計は、総務省のルールに従って処理を行うため、一般会計と普通会計の決算額に差分が生じる場合があります。多摩市の令和元年度決算では、差分は生じていません。

○構成

経年変化は、過去からの流れをグラフで、具体的な数値は近年7年分を表で示しています。他市との比較は令和2年7月下旬時点の数値を用いています。

○グラフに記載の「市民1人当たりの…」の数値について

特に注釈のない場合、各グラフの数値は、令和2年3月31日現在の人口(148,835人)を、他市との比較のグラフの数値は令和2年1月1日現在の人口(148,823人)を基に算出しています。

「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が平成24年7月9日に施行されたことにより、平成24年度以降の人口には、外国人登録とされてきた人口を含んでいます。

1 令和元年度決算の特徴

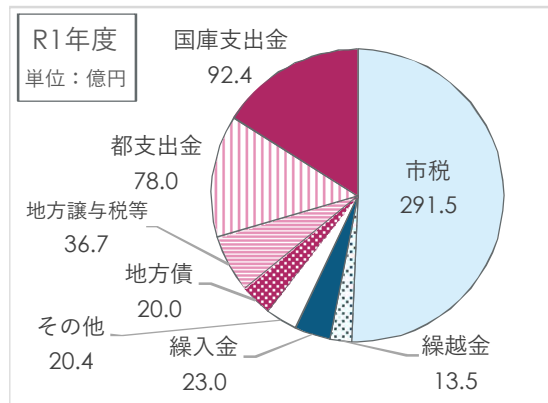
歳入の大きな柱である市税の総額は前年度比で0.9億円の減収となりました。法人市民税が一部企業の業績動向等により4.8億円減少したことが主な要因です。固定資産税は2.7億円、個人市民税は1.0億円それぞれ増加しています。その他歳入の増加に伴い、国や都の支出金が16.4億円、地方債が14.3億円、財政調整基金等の繰入金が11.3億円増加し、歳入総額は26.2億円の増加となりました。

一方、歳出総額は23.8億円増加しました。普通建設事業費は、武道館・陸上競技場大規模改修工事や聖ヶ丘中学校改修工事など公共施設の改修が重なったことにより33.9億円増加し、物件費はプレミアム付商品券事業に伴う委託料の増などにより5.2億円増加しました。また、障がい者自立支援事業の伸びや幼児教育・保育の無償化に伴い扶助費は3.2億円増加しました。公債費は0.3億円増加しましたが、これは後年度負担軽減のため1.1億円の繰上償還を行ったことが要因です。下の表ではその他が18.8億円減少していますが、これは基金への積立金が18.7億円減少したためです。平成30年度は、旧西愛宕小学校用地の売払い収入を基金に積み立てたことから、増加していました。

歳入決算額

単位：千円

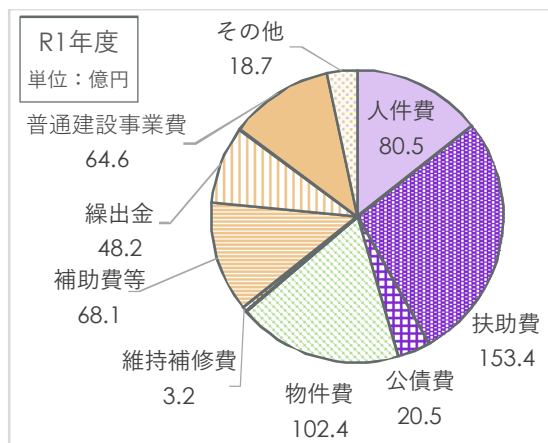
	H30	R1	増減
市税	29,237,529	29,148,873	△ 88,656
繰越金	1,567,927	1,345,185	△ 222,742
繰入金	1,169,537	2,302,706	1,133,169
その他	3,326,041	2,036,444	△ 1,289,597
地方債	571,100	2,004,600	1,433,500
地方譲与税等	3,658,357	3,674,427	16,070
都支出金	7,051,530	7,800,381	748,851
国庫支出金	8,347,793	9,238,319	890,526
合計	54,929,814	57,550,935	2,621,121



歳出性質別決算額

単位：千円

	H30	R1	増減
人件費	8,213,274	8,051,237	△ 162,037
扶助費	15,028,199	15,344,942	316,743
公債費	2,022,312	2,050,136	27,824
物件費	9,723,838	10,238,862	515,024
維持補修費	284,847	315,931	31,084
補助費等	6,692,622	6,810,935	118,313
繰出金	4,803,839	4,824,344	20,505
普通建設事業費	3,071,658	6,457,169	3,385,511
その他	3,744,040	1,868,135	△ 1,875,905
合計	53,584,629	55,961,691	2,377,062



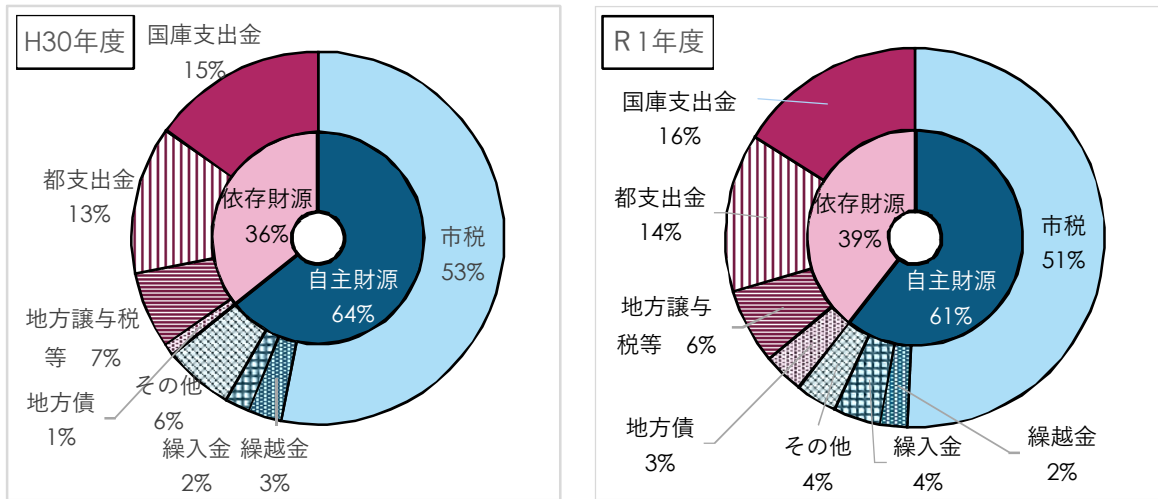
2 歳入の状況

2.1 歳入構成

地方公共団体の収入には、市税や手数料などみずからが徴収する自主財源と、国などから収入を受ける依存財源とに分けられます。歳入総額に対する自主財源の割合を自主財源比率といい、この比率が高いほど自主性や安定性が確保されます。

令和元年度は、歳入総額の増加により分母が増加したこと、自主財源である財産収入の平成29・30年度の臨時的な土地売却収入がなくなったことによる分子の減少等により自主財源比率は3ポイント下落しました。

2.1.1 歳入構成と主な項目の増減要因



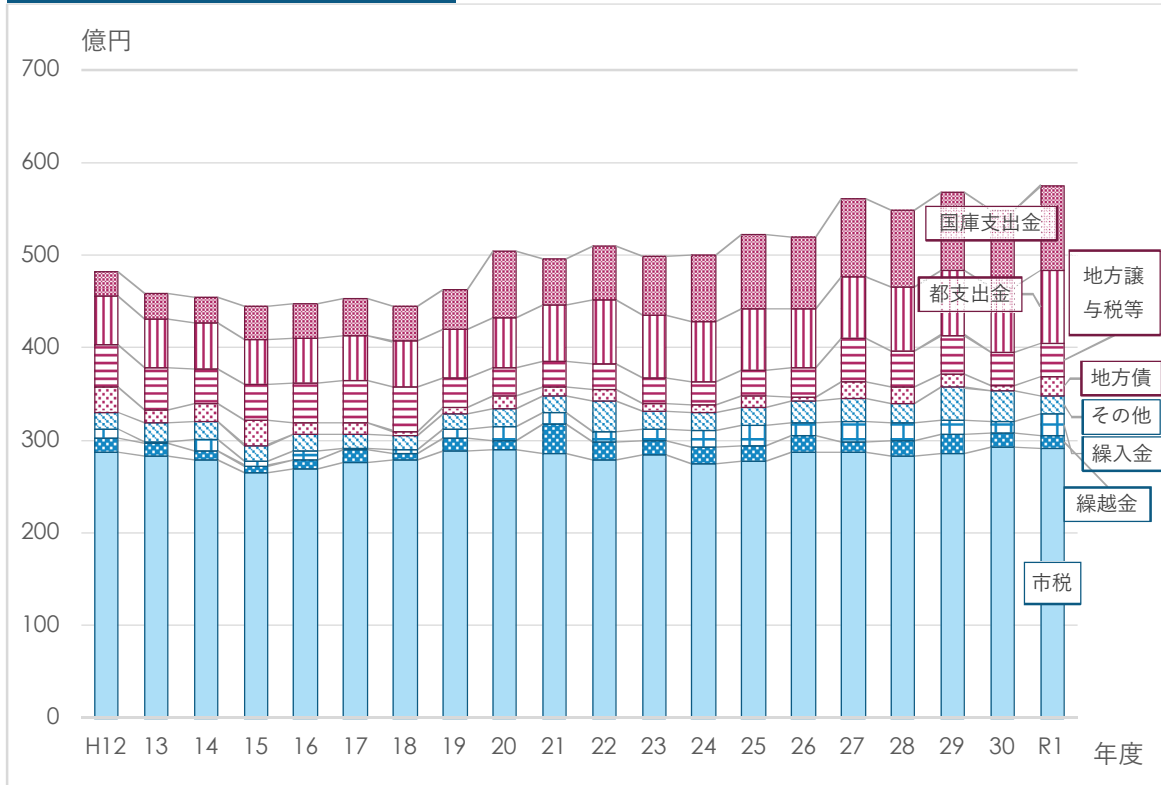
市税については、「2.4 市税」で、税目ごとに説明します。

科目	増減理由
地方譲与税等	約0.2億円、0.4%の増加となりました。地方消費税交付金が約1.1億円減少になったものの、令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化に伴う子ども・子育て支援臨時交付金が約1.5億円増加となったこと等が主な要因です。
国庫支出金	約8.9億円、10.7%の増加となりました。幼児教育・保育の無償化の開始に伴う国庫支出金の増加などが要因です。
都支出金	約7.5億円、10.6%の増加となりました。市町村総合交付金の約1.3億円の増加や、武道館及び陸上競技場の大規模改修等の財源であるスポーツ施設整備補助金が約1.1億円増加したこと、また国庫支出金と同じく幼児教育・保育の無償化の開始に伴う都支出金の増加などが要因です。
繰入金	約11.3億円、96.9%の増加となりました。財政調整基金の取崩しが約7.7億円の増加、武道館及び陸上競技場の大規模改修工事等の財源とした都市計画基金の取り崩しが約3.9億円増加したことなどが要因です。
繰越金	約2.2億円、14.2%の減少となりました。平成30年度の歳出不用額の減少により決算剰余金が約4.6億減少したことが主な要因です。なお、事業の繰越に伴う財源としての繰越金は西落合小学校改修工事などにより約2.4億円増加しました。
地方債	約14.3億円、251.0%の増加となりました。聖ヶ丘中学校大規模改造工事、武道館及び陸上競技場等の大規模改修工事、資源化センタープラント設備改修工事など大規模な工事に伴う起債を行ったことが主な要因です。

※1 地方譲与税等：（地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、自動車税環境性能割交付金、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金）

2 歳入の状況

2.1.2 歳入構成の推移



単位：千円、%

年度	H25	26	27	28	29	30	R1
市税	27,792,396	28,716,557	28,683,356	28,317,204	28,629,843	29,237,529	29,148,873
構成比	53.3	55.2	51.1	51.7	50.4	53.2	50.7
地方譲与税等	2,748,037	3,176,067	4,626,612	3,969,945	4,176,122	3,658,357	3,674,427
構成比	5.2	6.2	8.2	7.3	7.3	6.8	6.3
国庫支出金	7,909,804	7,750,384	8,466,687	8,281,926	8,434,768	8,347,793	9,238,319
構成比	15.2	14.9	15.1	15.1	14.8	15.2	16.1
都支出金	6,767,104	6,465,401	6,630,000	6,836,744	7,034,915	7,051,530	7,800,381
構成比	13.0	12.4	11.8	12.5	12.4	12.8	13.6
繰入金	2,311,817	1,372,204	2,220,138	1,998,001	1,457,253	1,169,537	2,302,706
構成比	4.4	2.6	4.0	3.6	2.6	2.1	4.0
繰越金	1,576,604	1,844,982	1,072,151	1,582,588	2,088,967	1,567,927	1,345,185
構成比	3.0	3.5	1.9	2.9	3.7	2.9	2.3
地方債	1,136,600	427,200	1,795,600	1,707,800	1,452,300	571,100	2,004,600
構成比	2.2	0.8	3.2	3.1	2.6	1.0	3.5
その他※	1,935,850	2,252,519	2,617,518	2,106,055	3,549,917	3,326,041	2,036,444
構成比	3.7	4.4	4.7	3.8	6.2	6.0	3.5
合計	52,178,212	52,005,314	56,112,062	54,800,263	56,824,085	54,929,814	57,550,935

(最終決算年度から7年間)

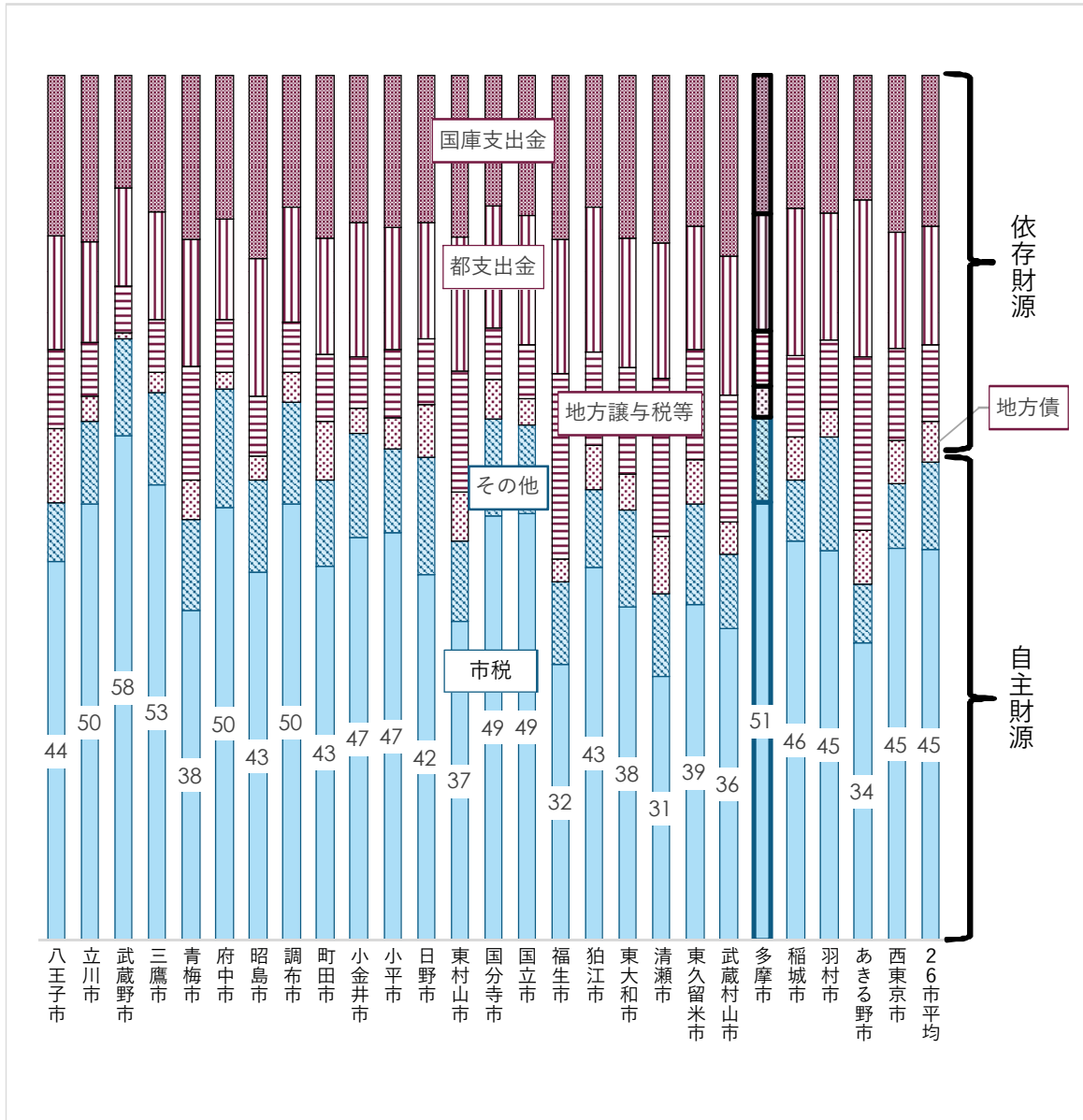
※その他：(分担金及び負担金、使用料・手数料、財産収入、寄附金、諸収入)

2 歳入の状況

2.1.3 歳入構成の他市との比較

都内26市の歳入構成をグラフにしました。

多摩市は、市税の割合が50.6%で26市平均と比べると5.4ポイント高く、26市中3番目に高い割合となっています。分担金、使用料、手数料等も含めた自主財源比率は60.5%と26市の中で5番目に高い割合となっています。



2 歳入の状況

2.2 地方消費税交付金と社会保障施策に要する経費

消費税率の引上げ（平成26年4月1日の税率5% 8%、令和元年10月の税率8% 10%）は、今後も増加が見込まれる「社会保障4経費その他社会保障施策」の財源とするためのものです。地方消費税交付金のうち、消費税率の引上げに係る収入については、以下の経費に充当しました。

単位：千円

1. 地方消費税交付金収入額

総額	うち一般財源分	うち社会保障財源分
2,553,107	1,368,247	1,184,860

2. 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

単位：千円

予算科目		事業費	財源内訳			
			特定財源		一般財源	
			国都支出金	その他	<地方消費税交付金 税率引上げ分充当>	
民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	2,592,769	516,293	16,299	2,060,177
		障害者福祉費	4,854,770	3,247,191	46,421	1,561,158
		老人福祉費	3,429,840	341,754	1,538	3,086,548
		社会福祉施設費	218,460	0	1,000	217,460
		計	11,095,839	4,105,238	65,258	6,925,343
	児童福祉費	児童福祉総務費	495,837	99,733	8	396,096
		児童措置費	8,848,536	5,588,428	416,107	2,844,001
		母子福祉費	87,970	54,667	71	33,232
		児童福祉施設費	1,804,935	718,575	154,472	931,888
		計	11,237,278	6,461,403	570,658	4,205,217
	生活保護費	生活保護総務費	250,811	7,420	0	243,391
		扶助費	4,197,538	3,332,599	6,288	858,651
		計	4,448,349	3,340,019	6,288	1,102,042
	国民年金費	国民年金総務費	30,171	29,530	0	641
	衛生費	保健衛生費	保健衛生総務費	513,050	66,956	3,440
予防費			625,168	89,674	28,033	507,461
計		1,138,218	156,630	31,473	950,115	
合計		27,949,855	14,092,820	673,677	13,183,358	

対象経費の一般財源総額 13,183,358千円のうち、消費税率引上げ分 1,184,860千円を充当します。

（対象経費の一般財源総額には地方消費税交付金税率引き上げ分を充てられない人件費（1,847,058千円）及び事務費が含まれています。）

社会保障4経費その他社会保障施策

社会保障4経費・・・子ども・子育て、医療、介護、年金に係る経費

その他社会保障施策・・・社会福祉・社会保険・保健衛生

「社会福祉」・生活保護・児童福祉・母子福祉・高齢者福祉

・障害者福祉（身体障害者福祉・知的障害者福祉・精神障害者福祉）など

「社会保険」・国民健康保険・介護保険・年金など

「保健衛生」・医療に係る施策・感染症その他の疾病の予防対策・健康増進対策など

一般会計の決算額で作成しています。

2 歳入の状況

2.3 収入未済額の状況

本来納められるべき市税や各種使用料などのうち、期限を過ぎても納められていないものを収入未済といいます。このほかにも、私費会計で扱う給食費の滞納もあります。

市では納税・納付相談を行うとともに、負担の公平からも徴収率向上の取り組みを続けています。平成22年度に全庁を挙げての取り組みとして庁内ワーキングチームを立ち上げ、総合的な収入未済の対策を検討しました。その成果のひとつとして平成24年度に制定した多摩市私債権等管理条例に基づき、統一的なルールに沿った適正な管理により収入未済の縮減に努めています。また、平成29年度は生活保護費返納金について法務担当や関係所管課と連携した相続人調査を実施し、平成30年度はこれに基づき不納欠損の取組みを進めました。

*** 一般会計及び特別会計の状況 ***

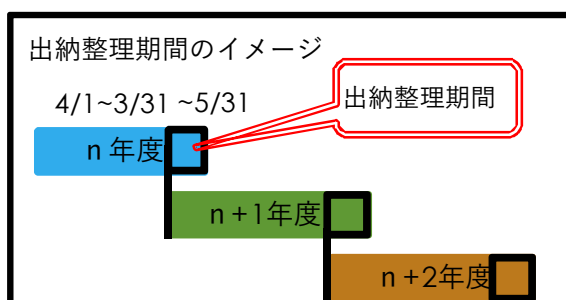
令和元年度末の一般会計及び特別会計の収入未済残高は約13.1億円で、前年度末と比べ、約1.3億円減少しました。国民健康保険税が不納欠損（未収金などのうち回収の見込みのないものを適正に放棄すること）を進めたことなどにより約0.9億円減少したことが主な要因です。そのほかに市税や生活保護費返納金などでも平成30年度末に比べ、未収金額が減少しています。全会計としては取り組みを開始した平成22年度末時点と比べると約11.4億円減少しています。

会計	項目	金額(千円)
一般会計	小計	838,258
	市税	441,046
	児童福祉費負担金	7,354
	総務使用料	14
	民生使用料	765
	住宅使用料	4,276
	清掃手数料	303
	物品売払収入	546
	諸収入	383,954
国民健康保険特別会計	小計	426,616
	国民健康保険税	422,589
	諸収入	4,027
介護保険特別会計	介護保険料	30,909
後期高齢者医療特別会計	医療保険料	13,618
合計		1,309,401

*** 下水道事業会計の状況 ***

下水道事業会計では、一般会計からの補助金等の一部を次年度の4月1日以降（一般会計及び特別会計における出納整理期間）に収納しており、その全額が収入未済となります。令和元年度は、工事等の減少により一般会計からの補助金が減少したことにより下水道事業会計全体で収入未済額が約0.8億円減少しました。

会計	項目	金額(千円)
下水道事業会計	合計	370,454
	下水道使用料	193,739
	その他収入	176,715



【参考】出納整理期間

市では会計年度（4月1日から翌年の3月31日まで）中に確定した債権や債務を整理する期間として、出納整理期間（5月31日まで）が設けられています。

この期間に収納や支払いを行った額が当該年度の決算に反映され、この期間を過ぎても収納されなかったものが収入未済となります。

下水道事業会計は平成29年度から地方公営企業法を適用したため、出納整理期間がありません。そのため、3月31日までに収納されなかったものが収入未済となります。

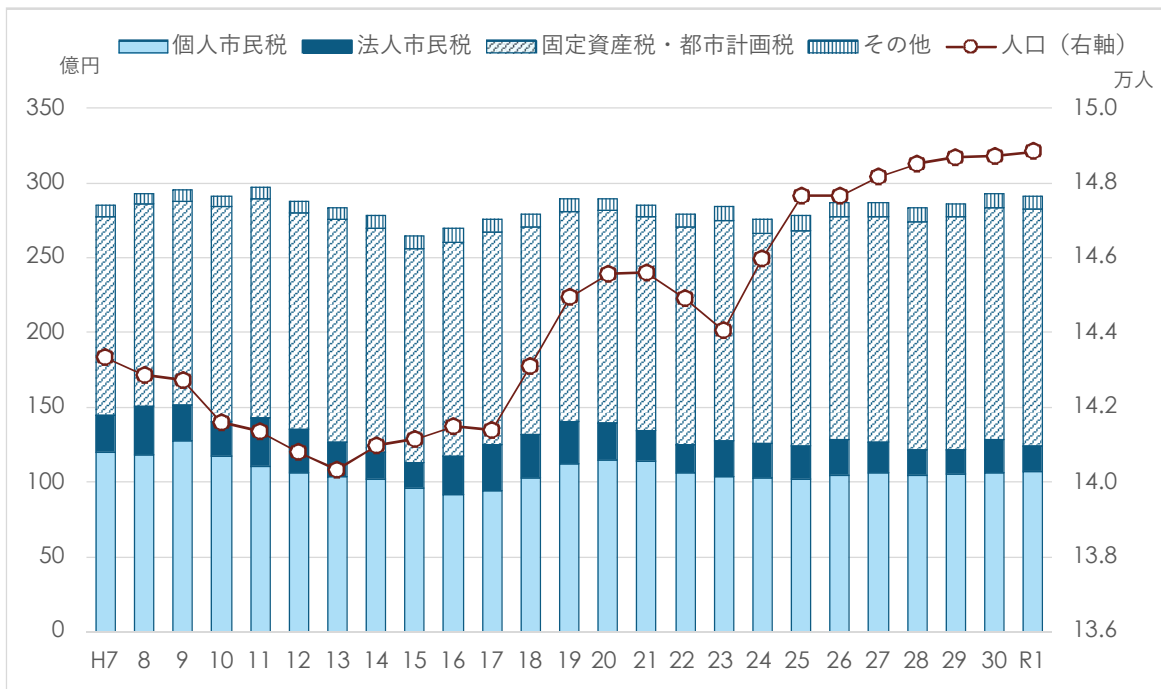
2 歳入の状況

2.4 市税

2.4.1 市税の推移

市税は平成11年度にピークを迎えたあとは平成15年度まで減少を続けました。その後、国からの税源移譲や法人市民税の一部国税化といった税制改正や景気変動の影響を受け、増減を繰り返しながら、ピーク時の水準に戻りつつあります。市税の主体は、平成5年度までは個人市民税でしたが、それ以降は固定資産税へと変わっています。

令和元年度の市税収入を前年度と比較すると、固定資産税・都市計画税は大規模集合住宅の新築軽減の終了及び事業用家屋の増加や企業の新規設備投資の増加により2.8億円の増収、個人市民税は税制改正などの影響を受け1.0億円の増収となりました。一方、法人市民税は一部企業の業績動向による影響を受け4.8億円の減収となり、市税全体では0.9億円の減収となりました。



単位：千円

年度	H25	26	27	28	29	30	R1
個人市民税	10,158,497	10,465,203	10,644,679	10,463,702	10,540,760	10,624,891	10,720,236
法人市民税	2,245,199	2,416,323	2,033,260	1,701,875	1,616,466	2,181,601	1,701,544
固定資産税・都市計画税	14,409,132	14,861,586	15,043,209	15,198,836	15,572,079	15,551,213	15,831,188
その他	979,568	973,445	962,208	952,791	900,538	879,824	895,905
合計	27,792,396	28,716,557	28,683,356	28,317,204	28,629,843	29,237,529	29,148,873
人口	147,627	147,633	148,155	148,511	148,654	148,691	148,835

(最終決算年度から7年間)

2 歳入の状況

2.4.2 都市計画税の収入額と充当事業

1. 都市計画税の収入・税率

単位：千円

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
都市計画税収入	1,706,683	1,718,994	1,734,181	1,728,154	1,736,380
都市計画税税率	0.20%	0.20%	0.20%	0.20%	0.20%

2. 充当事業

単位：千円

			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
起債償還額	公園整備事業	原峰公園	24,510	24,510	24,510	23,452	19,853	
	下水道整備事業	公債費	53,309	51,232	49,201	46,446	44,080	
	区画整理事業	東寺方坂下区整用地	10,495	10,495	10,495	10,495	10,495	
		関戸古茂川区整事業	37,205	37,205	37,205	37,205	37,205	
	その他	モノレール	94,618	94,618	94,618	94,618	94,618	
小計			220,137	218,060	216,029	212,216	206,251	
負担金等	市街地再開発事業	桜ヶ丘ヴィータ保留床買取	299,469	294,167	288,864	283,561	278,259	
	廃棄物処理施設整備事業	資源化センター	83,010	83,013	83,015	83,018	83,021	
		NT環境組合二期施設	230,887	165,152				
		たま広域エコセメント	63,395	63,759	60,925	60,925	55,570	
小計			676,761	606,091	432,804	427,504	416,850	
事業費	公園整備事業	大栗橋公園	45,000					
		永山北公園	38,565					
		永山南公園	113,000					
		宮之下公園			47,501			
		多摩東公園				39,700	354,042	
		多摩中央公園					35,015	
	下水道整備事業	東寺方雨水排水樋管整備事業	166,922					
		雨水管渠更生等補修工事		70,062	91,953	18,071	39,395	
		雨水管新設・更新事業				137,822	9,284	
	道路整備事業	多摩センター大橋外2橋耐震補強・補修工事	36,715					
		道路橋りょう管理経費				54,534	100,671	
	複合文化施設等大規模改修事業	複合文化施設等大規模改修工事				71,280	166,320	
	資源化センター管理運営事業	資源化センタープラント設備改修工事				167,191	590,253	
	武道館及び陸上競技場管理運営経費	武道館改修工事					443,890	
陸上競技場改修工事						588,196		
小計			400,202	70,062	139,454	488,598	2,327,066	
充当事業費等合計			1,297,100	894,213	788,287	1,128,318	2,950,167	
都市計画基金充当額			-	409,583	824,781	945,894	599,836	-1,213,787

目的税である都市計画税については、事業費への充当額に余剰が生じる場合、充当額を超えた分については、今後行われる大規模事業に備えて計画的に多摩市都市計画基金に積み立てを行っています。近年は、パルテノン多摩などの大規模事業の実施に向けて、計画的に積立てて、計画的に充当しています。今後4年間は施設の更新等により、多くの事業費がかかることから都市計画基金の充当を予定しています。

都市計画基金への積立額は、調定額や徴収率の変動による税収の増減、契約等に伴う事業費の増減等により、差し引き額に変動が生じる場合は、市税や事業費の補正にあわせて積立額を補正します。

2 歳入の状況

2.4.3 東日本大震災を踏まえた緊急防災・減災事業について（復興増税の用途）

東日本大震災を踏まえて、市が実施する緊急防災・減災事業に要する費用の財源を確保するため、いわゆる復興増税として、平成26年度から令和5年度までの間に限り、個人市民税均等割の税額に500円が加算されます。

（市民税、都民税を合わせて1,000円の負担となります。）

1 復興特別税の収入額

単位：千円

	調定額	収入額
現年分	38,733	38,180

2 充当事業

単位：千円

	事業費 (D)	特定財源 (E)	一般財源 <市民税均等割 加算額> (F=D-E)	備考
消防施設器具管理経費	68,669	60,875	7,794	消防団第2・第9分団器具置場建替工事を行いました。
災害対策用資器材整備事業	5,718	600	5,118	避難所設営用資器材を購入し、各避難所に配備しました。
橋りょう維持管理経費	164,248	95,855	68,393	橋りょうの耐震補強・補修に係る設計及び工事を行いました。
公債費	24,324	0	24,324	平成25～27年度に起債した全国防災事業債、緊急防災・減災事業債に係る元利償還金に充当しました。 (風の橋等橋りょう耐震補強工事及び実施設計、小中学校体育館天井改修工事、多摩中学校高天井耐震改修工事、防災無線デジタル化事業等)
充当事業費等合計	262,959	157,330	105,629	

充当事業の一般財源 105,629千円のうち、38,180千円がいわゆる復興増税分で賄われています。

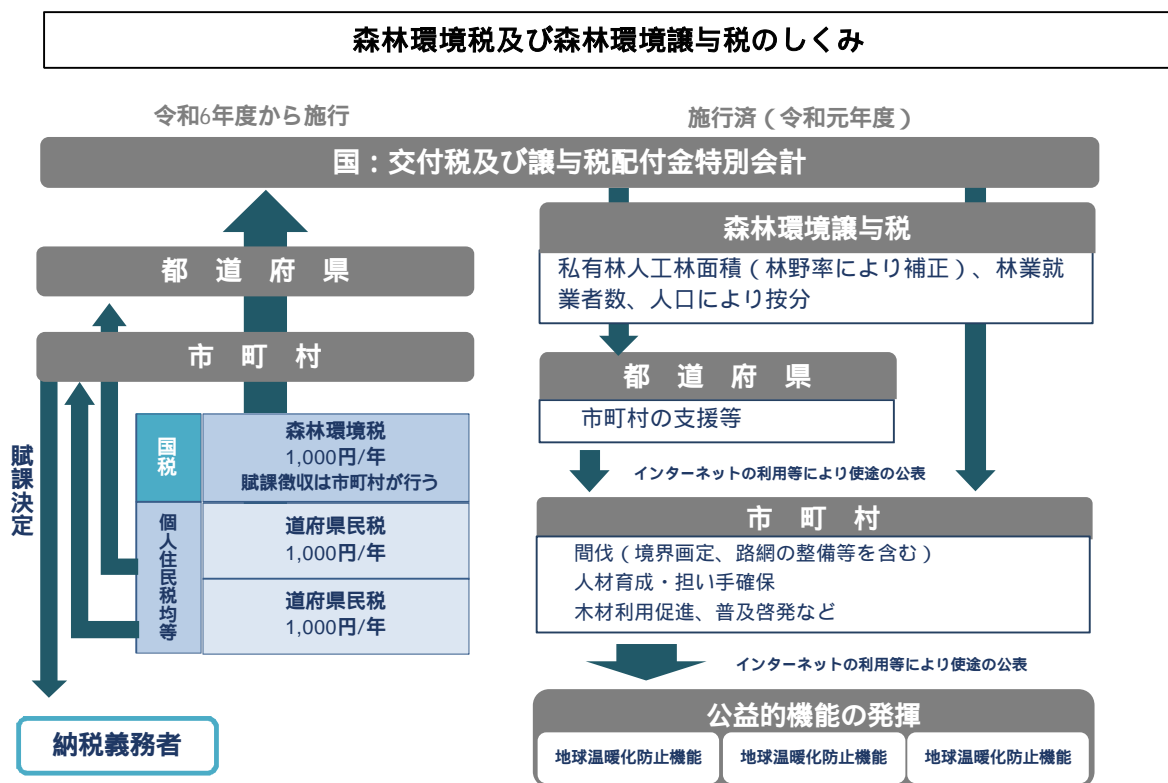
2 歳入の状況

2.4.4 森林環境税及び森林環境譲与税の創設と使い道

1 森林環境税及び森林環境譲与税の創設

森林環境税は温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な財源を安定的に確保する観点から、国税として令和元年度より創設されました。

国民から森林環境税が賦課徴収されるのは令和6(2024)年度からですが、都道府県及び市町村には地方公共団体金融機構の準備金を使って令和元年度より森林環境譲与税が交付されることとなりました。森林現場の課題に早期に対応する観点からです。



2、森林環境譲与税の使い道

多摩市では、「多摩市みどりの基金」に森林環境譲与税を積み立てるなどして、公共施設における木材利用促進（木製公園施設等）などに活用していきます。

令和元年度は、森林環境譲与税として5,534千円の歳入があり、みどりの基金へ積立てました。

2 歳入の状況

〔コラム〕ふるさとTAMA応援寄附金について

多摩市では、寄附文化の醸成を目的に「ふるさとTAMA応援寄附金」を受け付けています。また、ふるさと納税の制度を市の魅力や取り組みをPRする機会と捉え、制度を活用して市外在住者との接点を増やし、応援していただくきっかけづくりやシティセールスに利用していく方針としています。

寄附金は、寄附者の要望に沿って指定寄附金と一般寄附金に分類しており、一般寄附金については原則として当該年度の事業に活用しますが、活用の目途が立たないものは基金への積み立てなどにより、翌年度以降の事業に活用します。指定寄附金については、指定された事業の状況により、当該年度での活用及び基金への積み立てを行います。

寄附金の推移

単位：件、円

年度	件数	寄附金総額	内訳	
			指定寄附金	一般寄附金
平成27年度	149	10,610,009	400,000	10,210,009
平成28年度	199	12,549,683	6,516,571	6,033,112
平成29年度	277	12,295,000	7,307,000	4,988,000
平成30年度	289	64,693,309	8,177,000	56,516,309
令和元年度	298	15,317,334	9,872,000	5,445,334

平成30年度の一般寄附金には大口の寄附がありました

多摩市民のふるさと納税額の推移

単位：人、千円

年度	人数	寄附金額	税額控除額
平成27年度	667	47,312	17,342
平成28年度	2,027	180,204	81,092
平成29年度	3,575	321,930	145,803
平成30年度	4,603	451,710	203,880
令和元年度	6,081	604,129	271,134

ふるさと納税による減収（流出）額

*****頂いた寄附金の活用例*****



地域子育て
拠点施設遊具
（丸太ステップ）



唐木田の道 →
四阿の改修（改修後）



←地域子育て拠点
施設遊具（ポッチャ）



市内の解説標柱の補修（補修後） ↑



2 歳入の状況

令和元年度に頂いた指定寄附金の活用

単位：円

活用年度	寄付金額	事業名	用途
令和元年度	1,200,000	成人保健対策事業	癌検診の充実
	785,000	予防接種事業	子どもたちのワクチン接種
令和2年度 活用予定 (当初予算)	1,000,000	児童館運営事業	地域子育て支援拠点の充実
	660,000	図書購入事業	児童向け図書の充実
	300,000	教育指導経費	小中学校の楽器購入
	335,000	スポーツ施設管理運営費	一本杉公園テニスコート人工芝張替え工事
	195,000	災害対策用資器材整備事業	避難所へのトイレの整備
	160,000	特別支援学級運営費	特別支援学級運営費備品
令和3年度 以降活用 予定	492,000	土木費	歩きやすい街づくりのための設備（ベンチ等）の充実
	150,000	教育費	市内文化財めぐりコースの環境整備
	1,875,000	民生費	地域子育て支援拠点の充実
	45,000	教育費	児童向け図書の充実
	970,000	土木費	公園遊具のリニューアル
	35,000	教育費	小中学校の楽器購入
	275,000	商工費	来街につながる地域の活性化や観光振興
	1,295,000	土木費	多摩センター駅周辺地区の魅力アップにつながる環境整備
	20,000	農林業費	都市農業の振興
80,000	特別支援学級運営費	特別支援学級運営費備品	
合計	9,872,000		

【令和元年度に頂いた一般寄付金の活用例】

令和元年度に頂いた5,445,334円のうち、平成31年4月～令和元年12月までに頂いた5,310,000円は、平成31年1月～3月（平成30年度）に頂いた1,010,000円とあわせて、以下の事業等に活用しました。

母子保健事業、心身障がい者支援事業、地球温暖化対策事業、ニュータウン再生関連事業、災害対策用資器材整備事業

3 歳出の状況

普通会計の歳出には、「目的別」と「性質別」という2つの分類方法があります。

目的別とは、その歳出経費が何のために使われたかを行政目的で分類するもので、議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費、公債費などに分けられます。

性質別とは、その歳出経費がどのような内容に使われたかによって分類するもので、人件費、扶助費、公債費、物件費、維持補修費、補助費等、積立金、投資及び出資金・貸付金、繰出金、普通建設事業費などに分けられます。

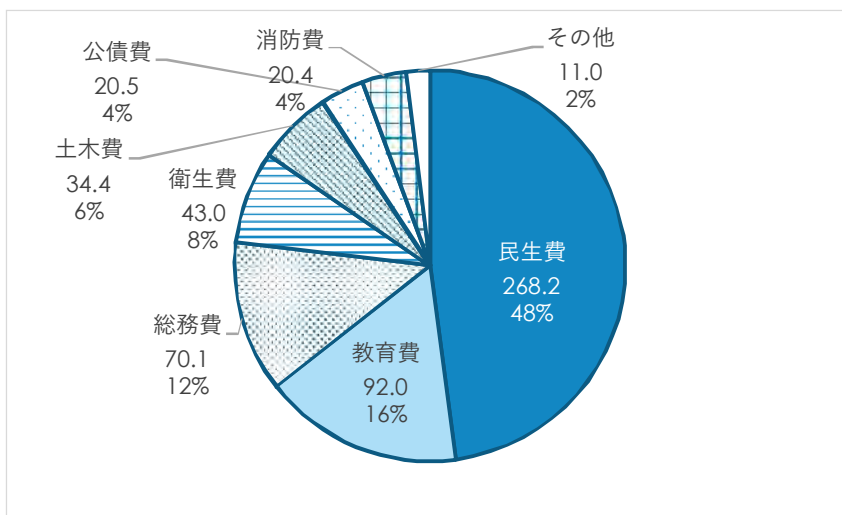
3.1 目的別経費

目的別経費の主な内容は次のとおりです。

- 総務費… 市役所庁舎の管理やIT化などの経費、コミュニティセンター等に係る経費、税金の賦課徴収経費、戸籍や選挙費用等に係る経費
- 民生費… 保育園や児童館、生活保護や障がい者・高齢者などの福祉に係る経費
- 衛生費… ごみやし尿の処理、健康に係る経費
- 土木費… 都市計画や道路橋りょう、公園等に係る経費
- 消防費… 防災・消防に係る経費
- 教育費… 学校教育、社会教育（図書館や公民館、文化財保護など）、生涯学習（文化スポーツ振興など）に係る経費、幼稚園等に係る経費
- 公債費… 地方債の返済に係る経費

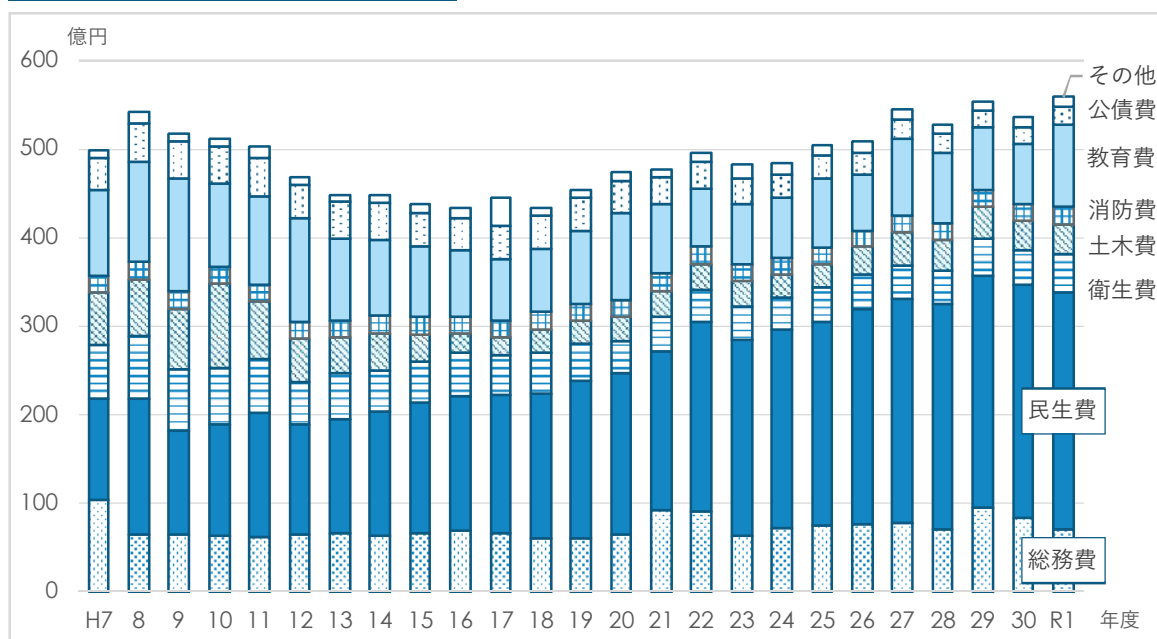
3.1.1 目的別経費の構成

令和元年度は、民生費が48%と歳出の約半分を占めていて、以下教育費、総務費と続きます。



3 歳出の状況

3.1.2 目的別経費の推移



単位：千円

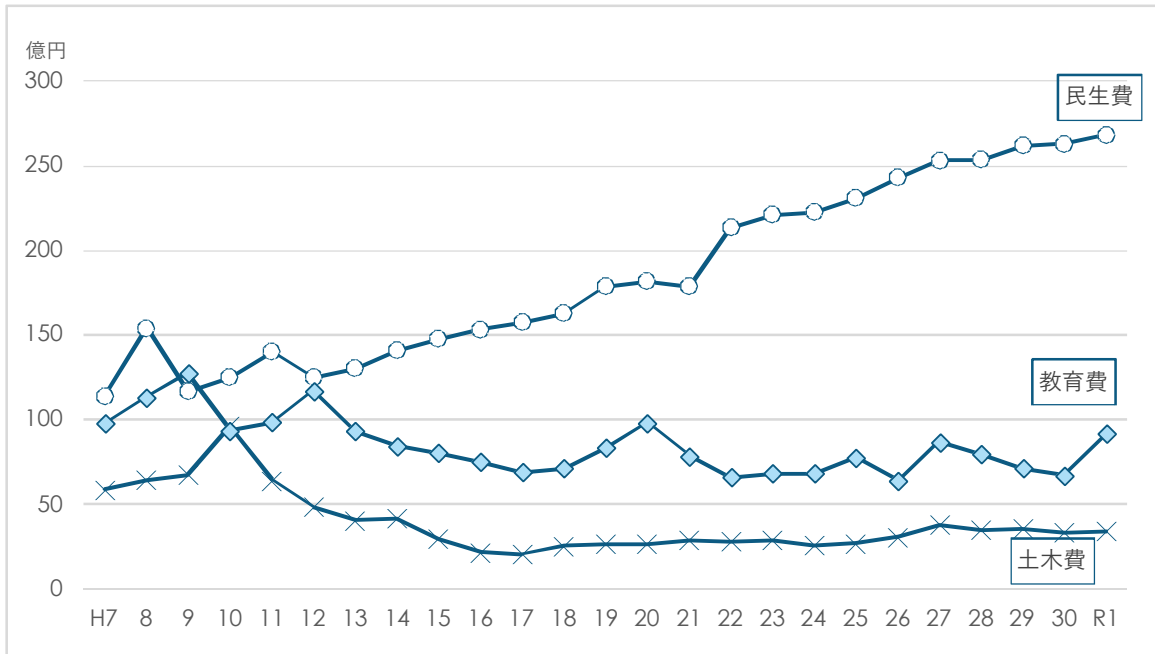
年度	H25	26	27	28	29	30	R1
総務費	7,373,594	7,636,101	7,708,975	7,042,256	9,449,193	8,339,985	7,011,530
民生費	23,066,952	24,311,345	25,323,196	25,370,186	26,177,904	26,313,475	26,816,425
衛生費	3,832,149	3,885,875	3,774,727	3,833,306	4,123,538	3,845,291	4,298,778
土木費	2,710,700	3,095,256	3,822,168	3,496,234	3,556,891	3,352,332	3,440,717
消防費	1,781,448	1,843,562	1,922,105	1,848,626	1,849,357	1,882,486	2,041,673
教育費	7,783,265	6,410,640	8,675,301	7,975,353	7,145,661	6,732,228	9,202,669
公債費	2,587,758	2,458,794	2,075,302	2,104,564	1,945,048	2,022,312	2,050,136
その他	1,197,364	1,291,590	1,227,700	1,040,771	1,008,566	1,096,520	1,099,763
決算総額	50,333,230	50,933,163	54,529,474	52,711,296	55,256,158	53,584,629	55,961,691

(最終決算年度から7年間)

3 歳出の状況

3.1.3 主な目的別経費の推移

歳出の中で高い割合を占めている民生費と教育費、そして過去において高い割合だった土木費の推移をみてみましょう。



社会保障経費が多くを占める民生費は、引き続き増加しています。これは、障害福祉サービス費が引き続き増加していることや、待機児童対策としての民間保育所の新設及び改修工事に対する補助金が増加したことなどが主な要因です。後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計への繰出金も引き続き増加しており、民生費の増加は今後も続くものと考えられます。

ニュータウン開発時には、道路、橋りょう、公園などの整備が急速に進められました。また、開発に伴う人口急増により、小・中学校などの施設整備も集中して行なったため、土木費と教育費が歳出の中で高い割合を占めていました。現在は整備から、耐震化・老朽化による改修や補修などに移行しています。

なお、前年と比べ急増している年がありますが、民生費の平成8年度は総合福祉センター建設等によるもの、11年度は翌年度の介護保険制度導入に係る経費等によるもの、22年度は子どものための手当の拡充や生活保護費の増加によるものです。教育費の20年度は多摩第一小学校、27年度は多摩第二小学校の建替え、令和元年度は武道館及び陸上競技場の大規模改修工事等によるもので、それぞれ、臨時的に支出されたものです。

3 歳出の状況

3.2 性質別経費

性質別経費の主な内容は次のとおりです。

人件費… 職員の給与や議員、委員等の報酬等

扶助費… 生活保護費や障害者総合支援法の給付費などの福祉・医療に係る経費

公債費… 地方債の返済に係る経費

物件費… 臨時職員賃金や旅費、消耗品などの需用費、原材料費、使用料や委託料など

維持補修費… 施設や道路などを維持するための経費（増改築等は含まれない）

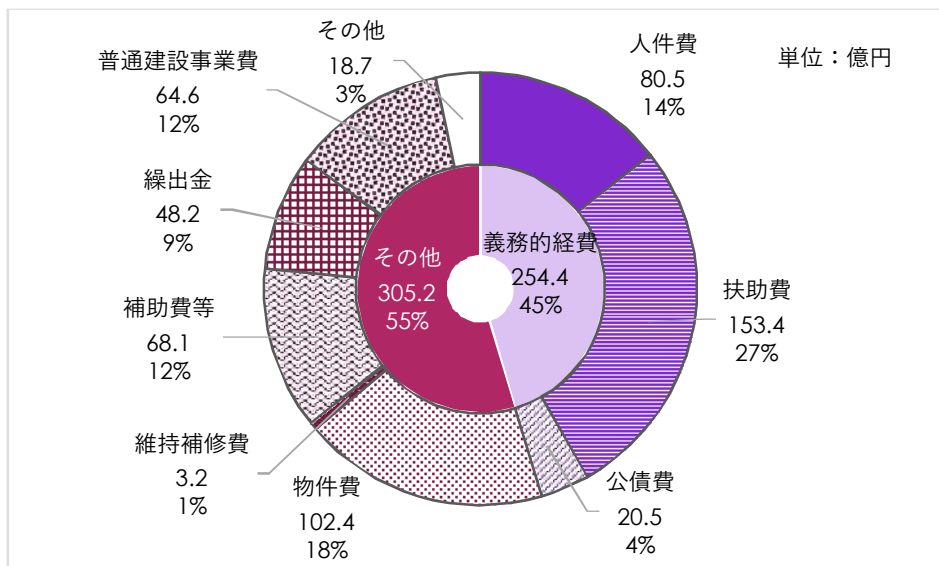
補助費等… 補助金や交付金、一部事務組合への負担金など

繰出金… 一般会計から特別会計に支出される経費

普通建設事業費… 施設建設や道路新設などの建設事業費で、いわゆる社会資本の形成となるもの

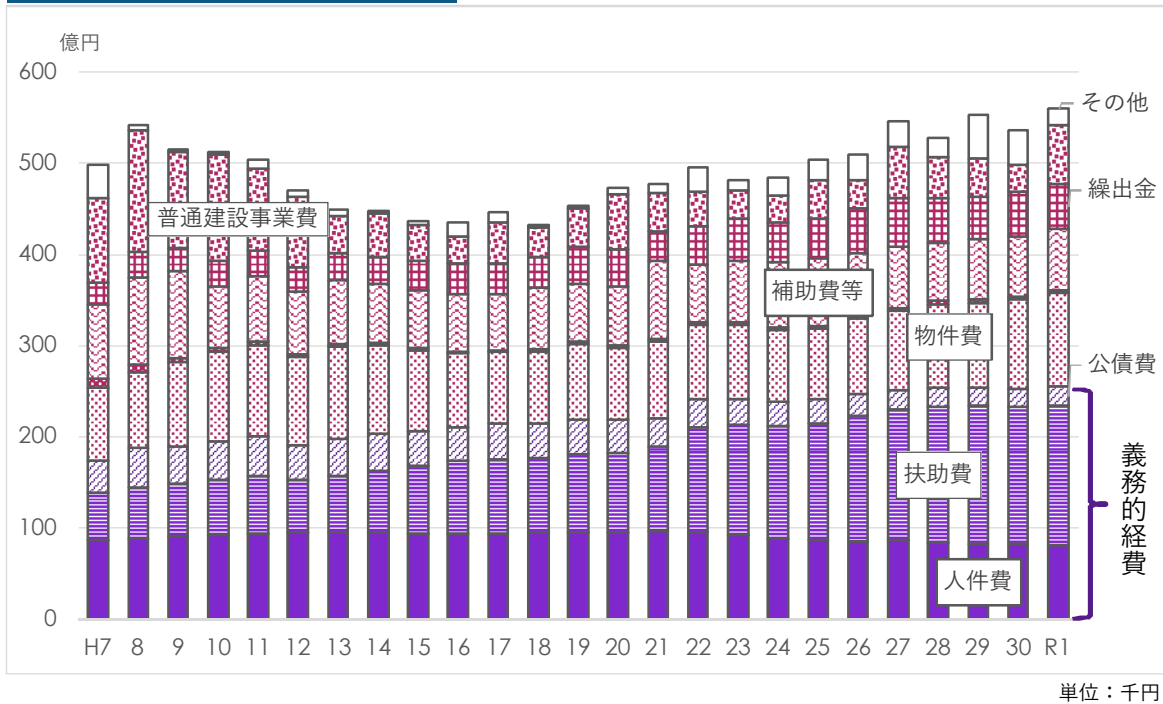
このうち、制度的に支出することが義務づけられていて、任意には削減できない人件費、扶助費、公債費のことを義務的経費といいます。これらの割合が高いほど財政の硬直度高まるとされており、新しい行政需要に対応することが難しくなります。令和元年度の決算総額に占める義務的経費の割合は約45%です。

3.2.1 性質別経費の構成



3 歳出の状況

3.2.2 性質別経費の推移

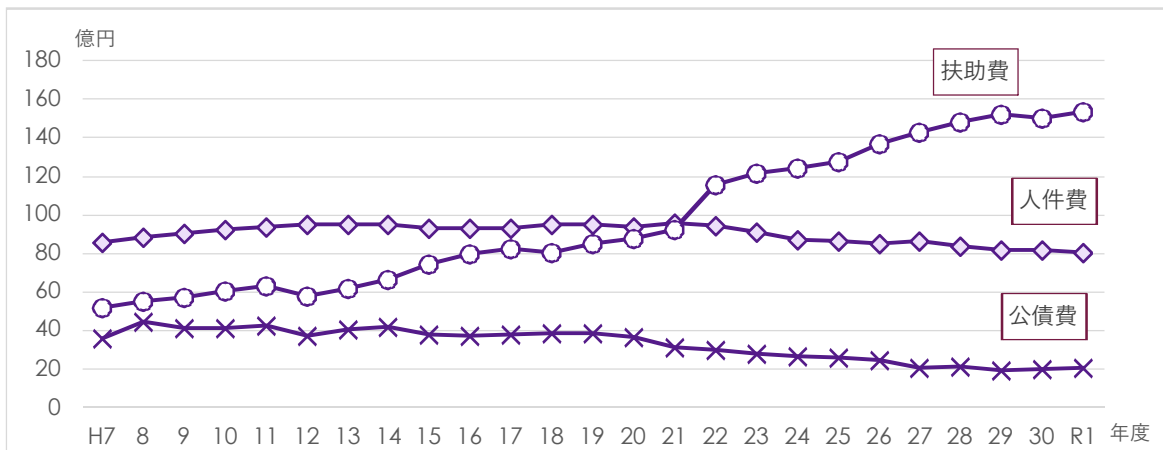


年度	H25	26	27	28	29	30	R1
人件費	8,653,336	8,517,042	8,658,324	8,406,395	8,165,896	8,213,274	8,051,237
扶助費	12,789,300	13,671,478	14,299,101	14,797,477	15,214,163	15,028,199	15,344,942
公債費	2,587,758	2,458,794	2,075,302	2,104,564	1,945,048	2,022,312	2,050,136
物件費	7,834,515	8,246,130	8,709,212	9,169,969	9,327,162	9,723,838	10,238,862
維持補修費	278,037	297,359	348,818	357,024	322,133	284,847	315,931
補助費等	7,336,478	6,833,895	6,737,640	6,386,040	6,664,488	6,692,622	6,810,935
繰出金	4,414,104	4,941,152	5,356,615	4,844,574	4,670,872	4,803,839	4,824,344
普通建設事業	4,184,734	3,178,752	5,519,348	4,481,474	4,166,070	3,071,658	6,457,169
その他	2,254,968	2,788,561	2,825,114	2,163,779	4,780,326	3,744,040	1,868,135
決算総額	50,333,230	50,933,163	54,529,474	52,711,296	55,256,158	53,584,629	55,961,691

(最終決算年度から7年間)

3.2.3 義務的経費の内訳の推移

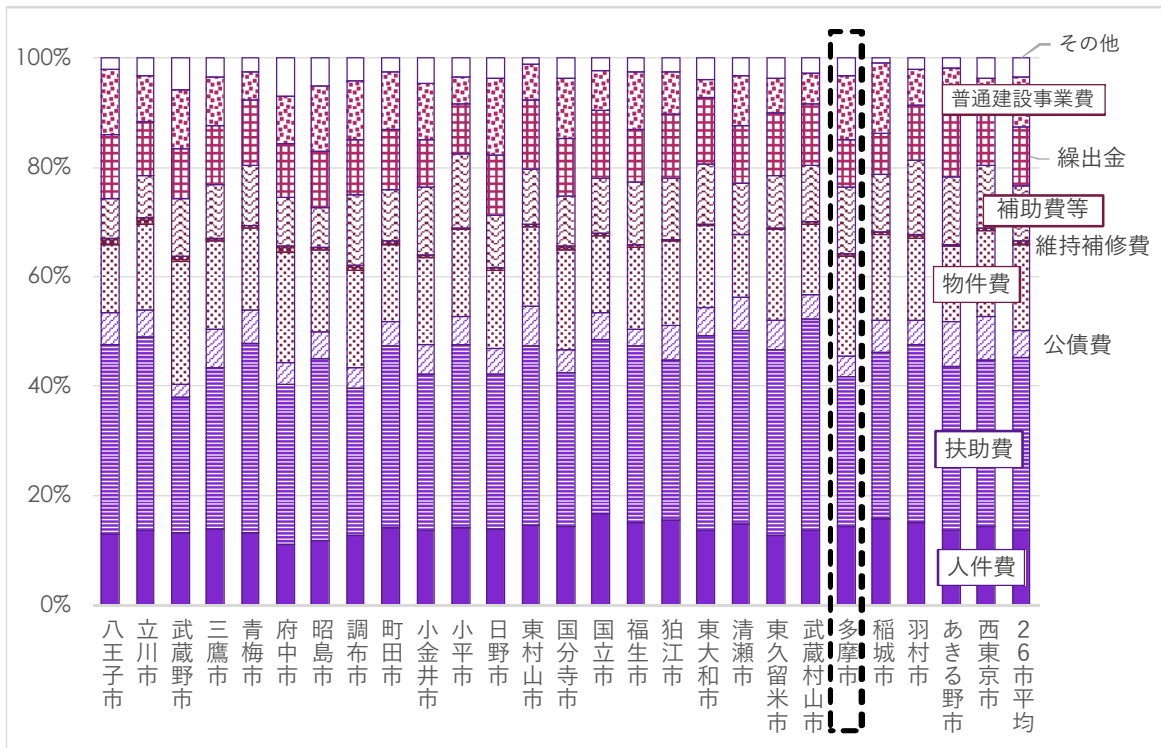
義務的経費のうち人件費と公債費は、様々な取り組みによって減少しましたが近年はほぼ横ばいです。扶助費は、障がい者福祉や幼児教育・保育の無償化などに係る扶助費の増などで増加しています。



3 歳出の状況

3.2.4 歳出性質別構成の他市との比較

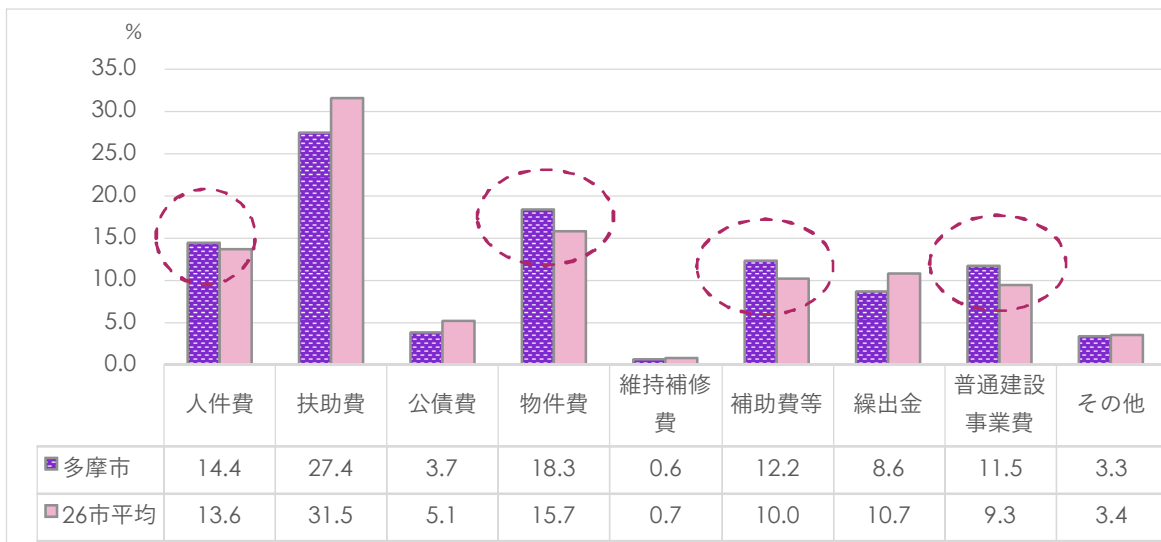
都内26市の性質別経費を決算総額に対する割合で示したものです。



3.2.5 歳出性質別構成の他市との比較 その2

3.2.4で示した性質別経費の決算総額に対する割合を多摩市と26市平均とで並べて示したものです。

他市との比較で、多摩市は人件費、物件費、補助費等、普通建設事業費の割合が大きいことがわかります。次ページ以降の性質別経費の分析で、それぞれの経費について説明しています。



単位：千円、%

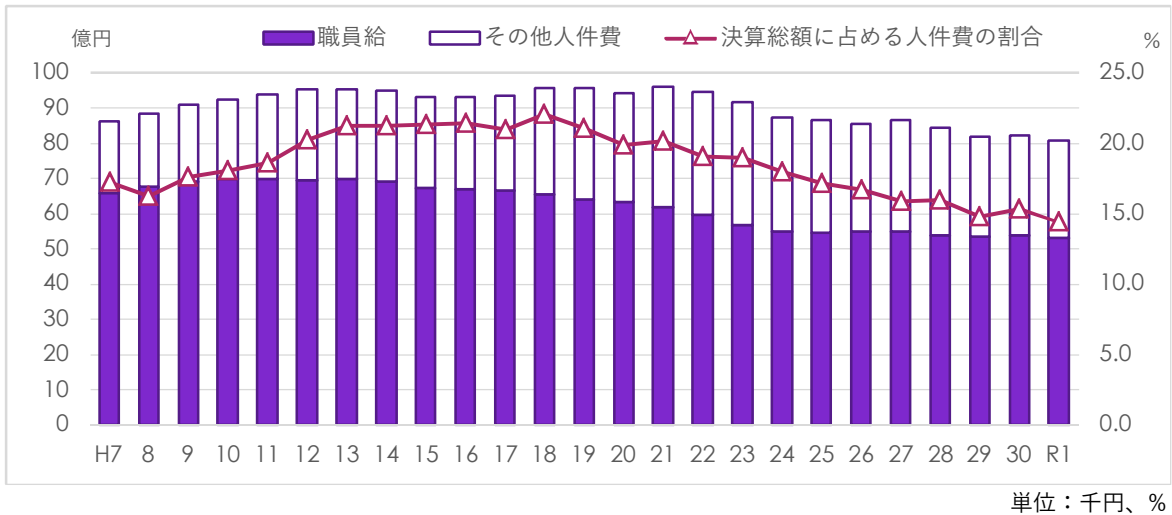
		人件費	扶助費	公債費	物件費	維持補修費	補助費等	繰出金	普通建設事業費	その他	決算総額
多摩市	決算額	8,051,237	15,344,942	2,050,136	10,238,862	315,931	6,810,935	4,824,344	6,457,169	1,868,135	55,961,691
	構成比	14.4	27.4	3.7	18.3	0.6	12.2	8.6	11.5	3.3	100.0
26市平均	決算額	8,289,290	19,189,276	3,125,549	9,520,530	417,638	6,101,034	6,477,936	5,673,172	2,066,469	60,860,894
	構成比	13.6	31.5	5.1	15.7	0.7	10.0	10.7	9.3	3.4	100.0

3 歳出の状況

3.3 性質別経費の分析：人件費

3.3.1 人件費と決算総額に占める割合の推移

人件費には、市職員の職員給のほか、市議会議員や非常勤職員の報酬等が含まれます。
 令和元年度は、前年より約1.6億円減少し、約2%の減少となっています。これは、市職員の平均年齢の低下によるものと考えられます。
 職員給は、過去には業務の見直し等の取組や、市職員の平均年齢の低下により減少傾向にありましたが、近年は業務量の増加から、ほぼ横ばいとなっています。

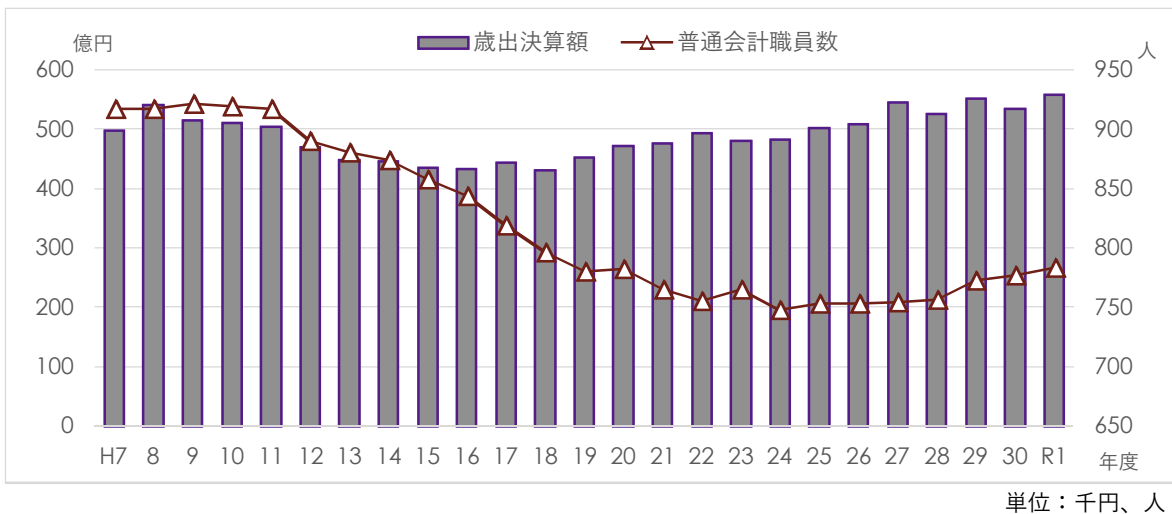


年度	H25	26	27	28	29	30	R1
人件費	8,653,336	8,517,042	8,658,324	8,406,395	8,165,896	8,213,274	8,051,237
決算総額に占める割合	17.2	16.7	15.9	15.9	14.8	15.3	14.4

(最終決算年度から7年間)

3.3.2 多摩市の職員数の推移

職員数は、外部委託や業務の見直しにより減少傾向にありましたが、近年は超高齢化社会等への取組などによる業務量の増加により、微増傾向となっています。



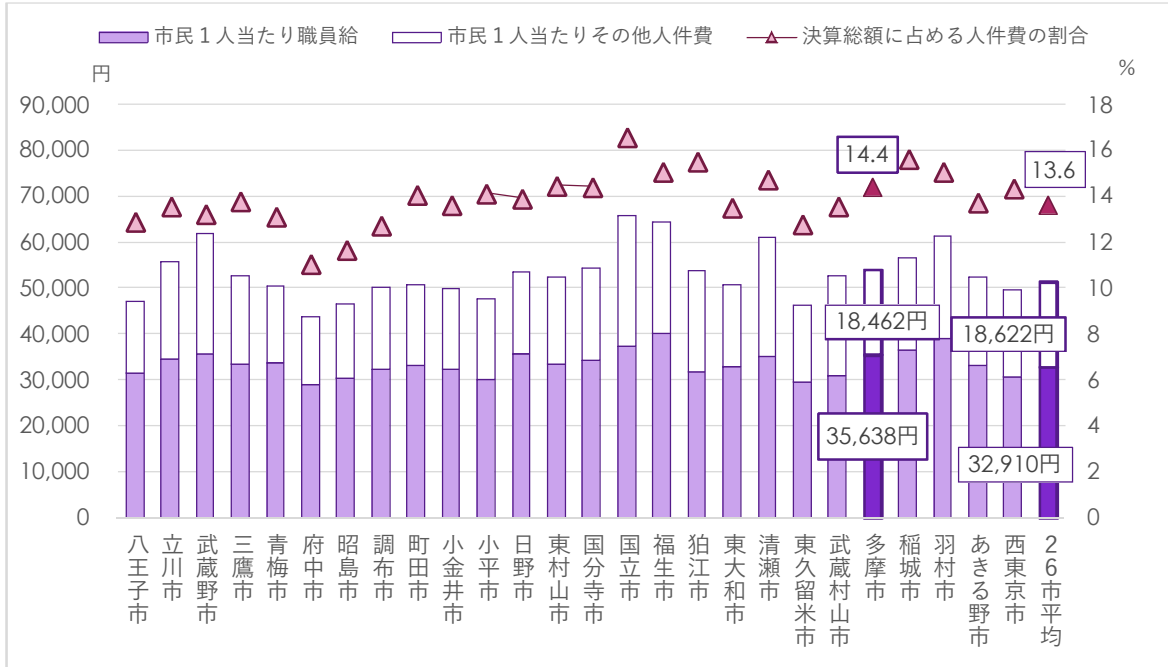
年度	H25	26	27	28	29	30	R1
決算総額	50,333,230	50,933,163	54,529,474	52,711,296	55,256,158	53,584,629	55,961,691
普通会計職員数	753	754	755	757	773	777	784

(最終決算年度から7年間)

3 歳出の状況

3.3.3 令和元年度 26市における市民1人当たりの人件費と決算総額に占める割合

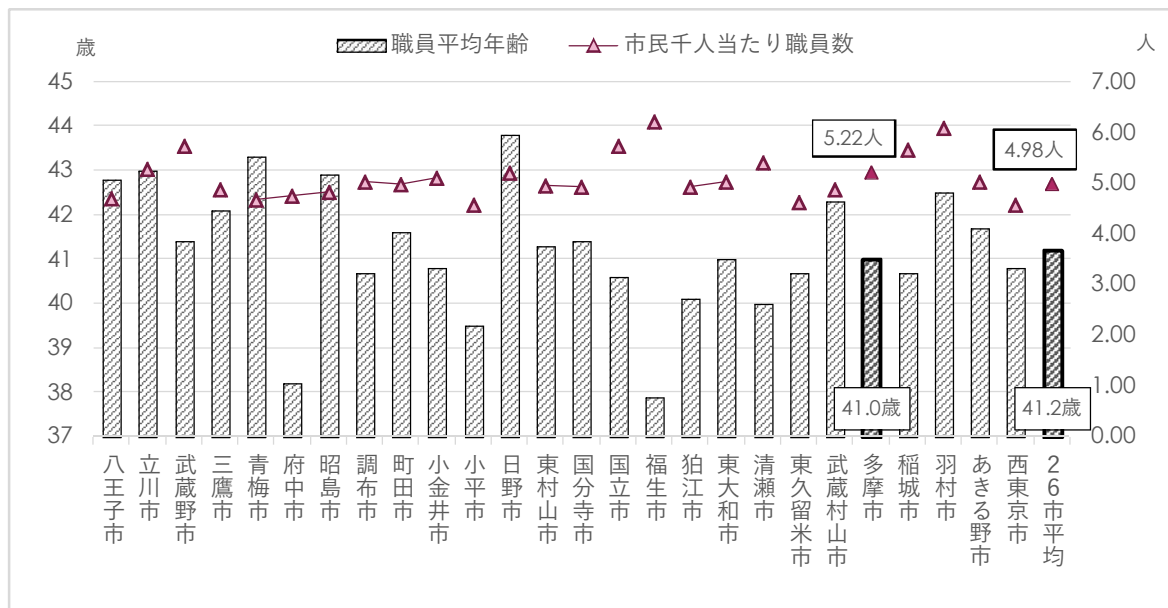
市民1人当たりの人件費は26市中で高い方から9位、市民1人当たりの職員給は、26市中で高い方から7位となり、26市平均と比べて高くなっています。これは、市民千人当たりの職員数が多いこと等が要因と考えられます。



3.3.4 令和元年度 26市における職員平均年齢と市民千人当たりの職員数

多摩市はニュータウンの整備に伴い急速に発展したため、この時期に多くの職員を雇用しましたが、今はその世代が定年を迎えたことにより、急速に平均年齢が下がっており、平均年齢は高い方から26市中で14番目となっています。過去には平均年齢が高かったことにより、平均給与が高水準となっていました。現在は解消されています。

また、市民千人当たりの職員数は、26市平均より多くなっています。



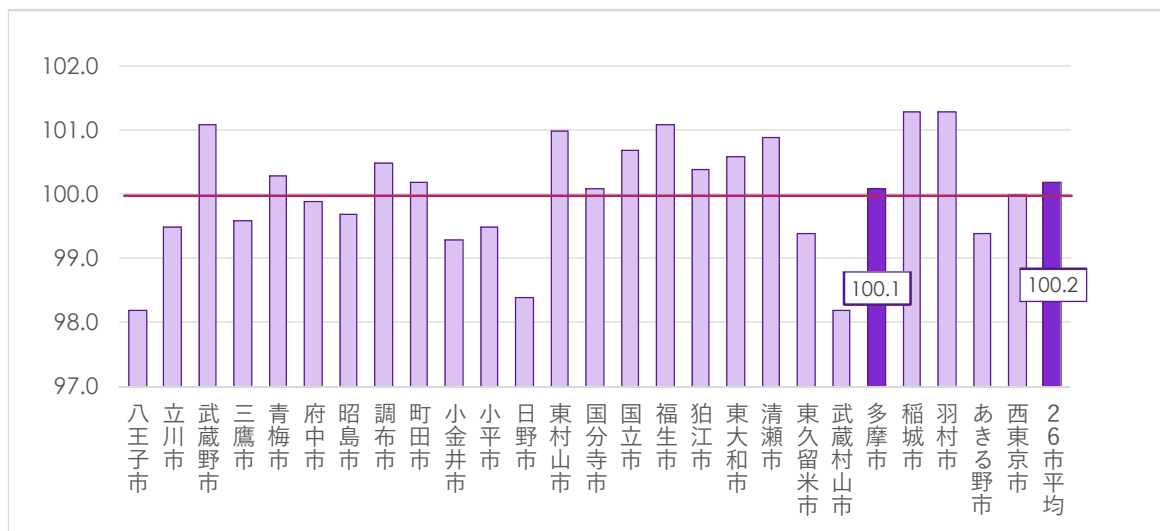
※ 職員数は総務省の「平成31年地方公共団体定員管理調査結果（平成31年4月1日現在）」を基に作成

※ 職員平均年齢数は総務省の「給与・定員等の調査結果」を基に作成

3 歳出の状況

3.3.5 令和元年度 26市におけるラスパイレス指数

ラスパイレス指数とは、国の給与水準を100とした場合の当該団体の給与水準を表したものです。令和元年度は、前年度から0.3ポイントの減となりましたが、これは職員の新陳代謝によるものです。26市中13位と前年度から順位に変動はありませんでした。



3 歳出の状況

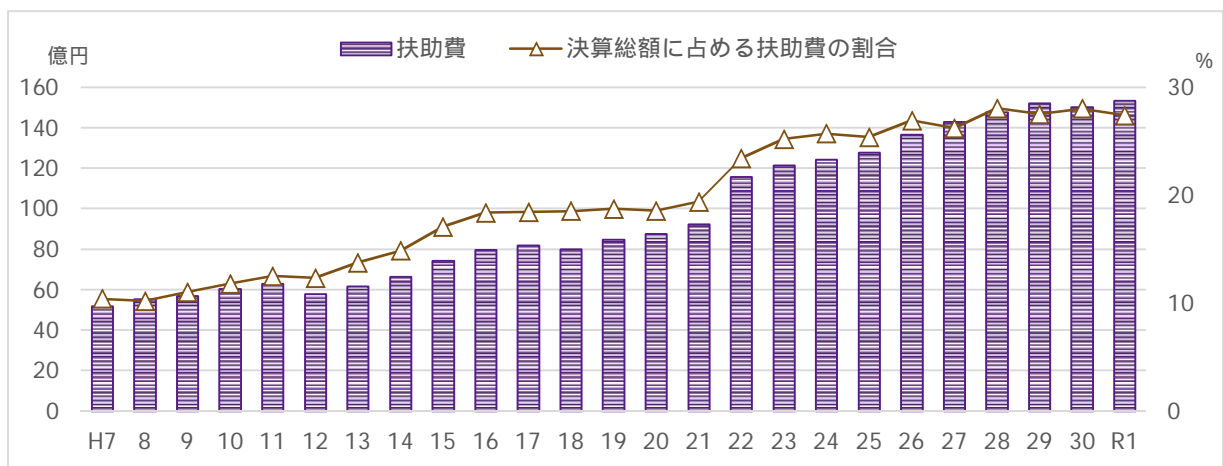
3.4 性質別経費の分析：扶助費

3.4.1 扶助費と決算総額に占める割合の推移

扶助費とは、生活保護費や障害者総合支援法の給付費などの福祉、医療に係る経費のことです。

近年急増しており、令和元年度は約3.2億円増加しました。主な要因としては、障害福祉サービス費が引き続き増加したことにより、障がい者自立支援推進事業が1.6億円増加したこと、10月から開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、子育て支援施設等利用給付費が約1.5億円、子どものための教育給付費が約1.2億円増加したことなどが挙げられます。

扶助費の総額は、平成17・18年度に保育所運営費（現子どものための保育給付費）の性質区分を段階的に補助費等に変更したため、一時的に増加が止まりましたが、平成22年度以降は、子ども手当制度（現児童手当制度）の開始や生活保護費、障害福祉サービス費の増により再び大きく増加しています。



単位：千円、%

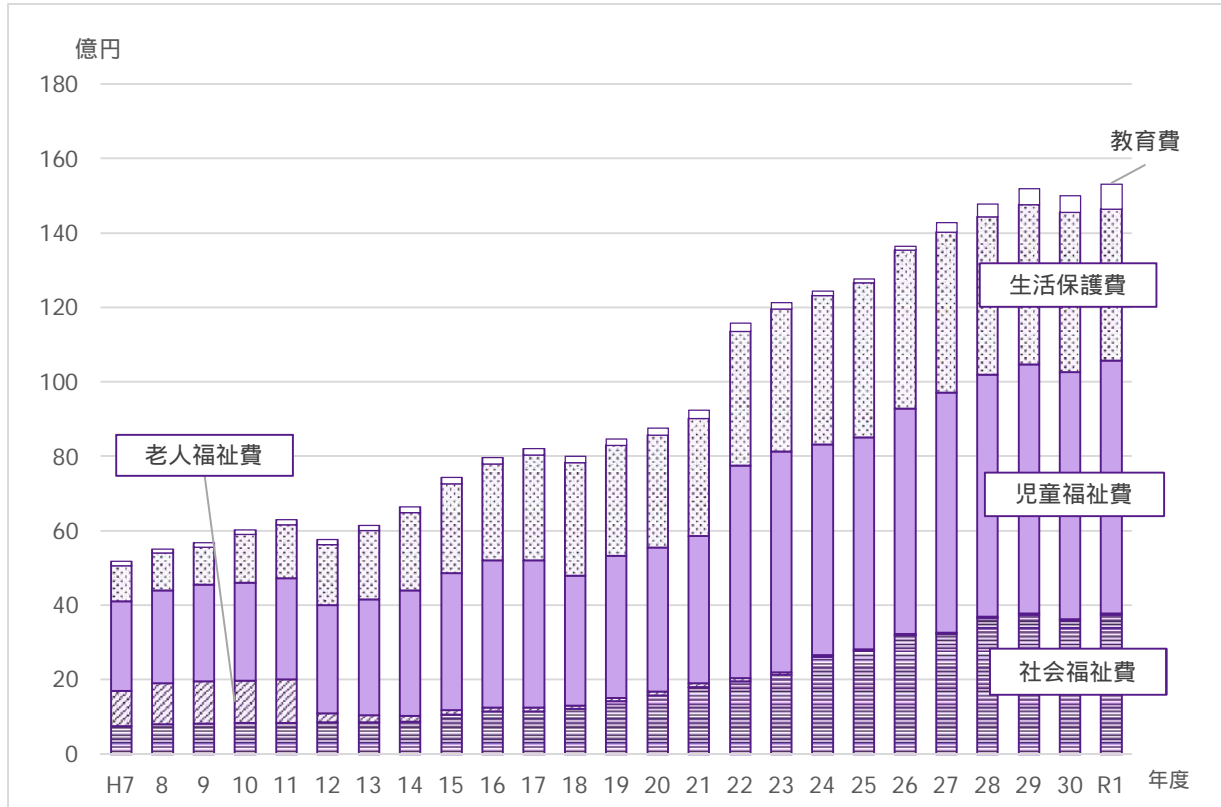
年度	H25	26	27	28	29	30	R1
扶助費	12,789,300	13,671,478	14,299,101	14,797,477	15,214,163	15,028,199	15,344,942
決算総額に占める割合	25.4	26.9	26.2	28.1	27.5	28.0	27.4

(最終決算年度から7年間)

3 歳出の状況

3.4.2 扶助費の内訳の推移

平成12年度の老人福祉費、平成17・18年度の児童福祉費、平成19年度の生活保護費など、項目の振り替えにより一時的に減少しているものもありましたが、平成22年度の児童福祉費の制度改革に伴う増など、全体的に増加傾向が続いています。令和元年度は、障害福祉サービス費の増加により社会福祉費が、支払回数の見直しに伴う児童扶養手当の増加により児童福祉費が、幼児教育の無償化に伴う子どものための教育給付費の増加により教育費がそれぞれ増加しています。



単位：千円

年度	H25	26	27	28	29	30	R1
社会福祉費	2,789,984	3,194,167	3,236,933	3,668,064	3,750,545	3,597,671	3,748,934
老人福祉費	35,077	35,423	38,158	39,786	40,687	39,345	41,381
児童福祉費	5,699,402	6,067,158	6,449,300	6,499,414	6,690,452	6,633,455	6,789,036
生活保護費	4,150,855	4,256,727	4,316,532	4,248,777	4,292,711	4,300,261	4,082,790
教育費	109,140	112,601	250,906	336,652	433,699	449,351	676,534
その他	4,842	5,402	7,272	4,784	6,069	8,116	6,267
計	12,789,300	13,671,478	14,299,101	14,797,477	15,214,163	15,028,199	15,344,942

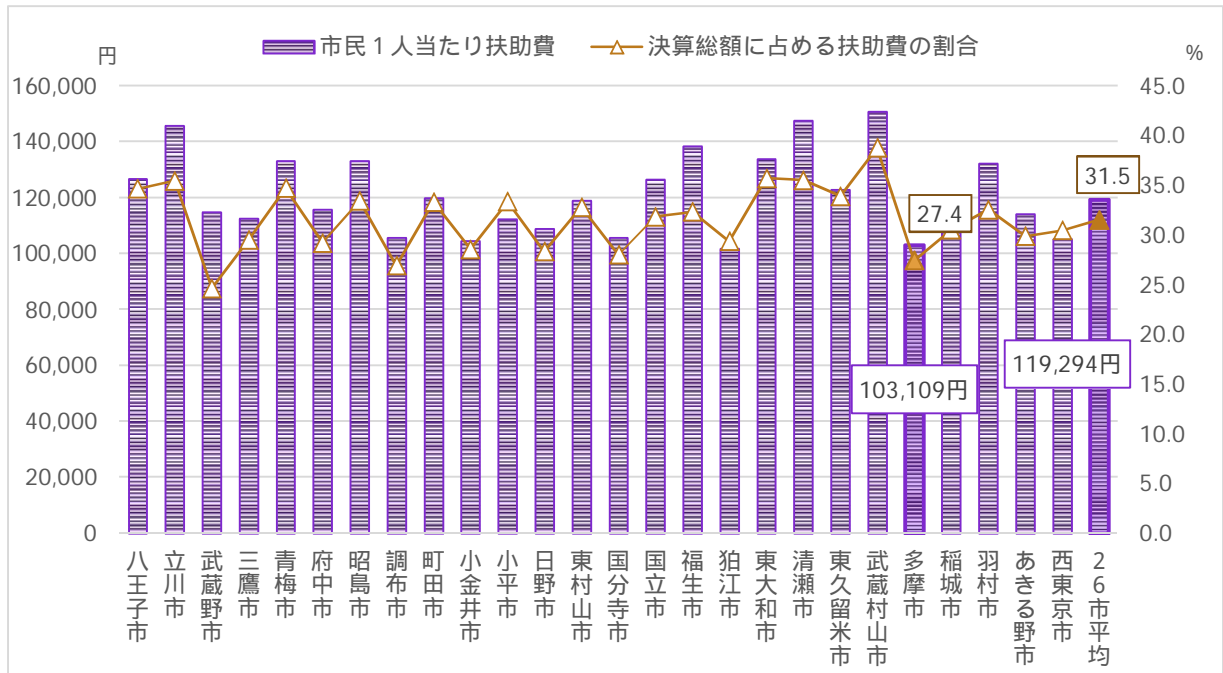
(最終決算年度から7年間)

- 社会福祉費 = 障害者総合支援法の給付費などの福祉に係る経費
- 老人福祉費 = 高齢者への生活支援などの高齢者福祉に係る経費
- 児童福祉費 = 保育に係る給付費や児童手当などの子育てに係る経費
- 生活保護費 = 生活困窮者に対する保護に係る経費
- 教育費 = 幼稚園等に係る給付費や給食費援助、就学援助費などの教育に係る経費
- その他 = 災害救助に係る経費や母子衛生などに係る経費

3 歳出の状況

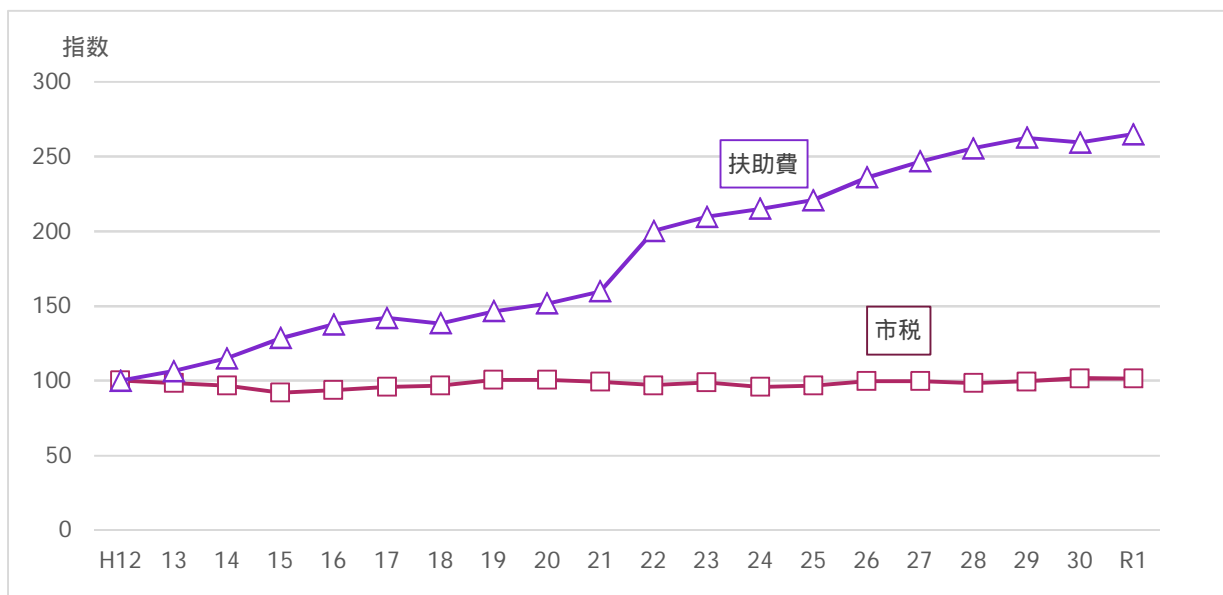
3.4.3 令和元年度 26市における市民1人当たりの扶助費と決算総額に占める割合

令和元年度は、26市中で少ない方から2位となり、26市平均よりも低くなっています。



3.4.4 市税と扶助費の変動状況：平成12年度を100とした場合の指数の推移

市税と扶助費について、平成12年度をそれぞれ100として、令和元年度までの20年間の推移を示したものです。市税は概ね横ばいとなっている一方、扶助費の伸びは大きく、約2.7倍になっています。平成18年度の扶助費の減少は予算区分が変更されたものであり、実質的には更に大きく増加を続けています。



	指数						
年度	H25	26	27	28	29	30	R1
市税	97	100	100	98	100	102	101
扶助費	221	236	247	256	263	260	265

(最終決算年度から7年間)

3 歳出の状況

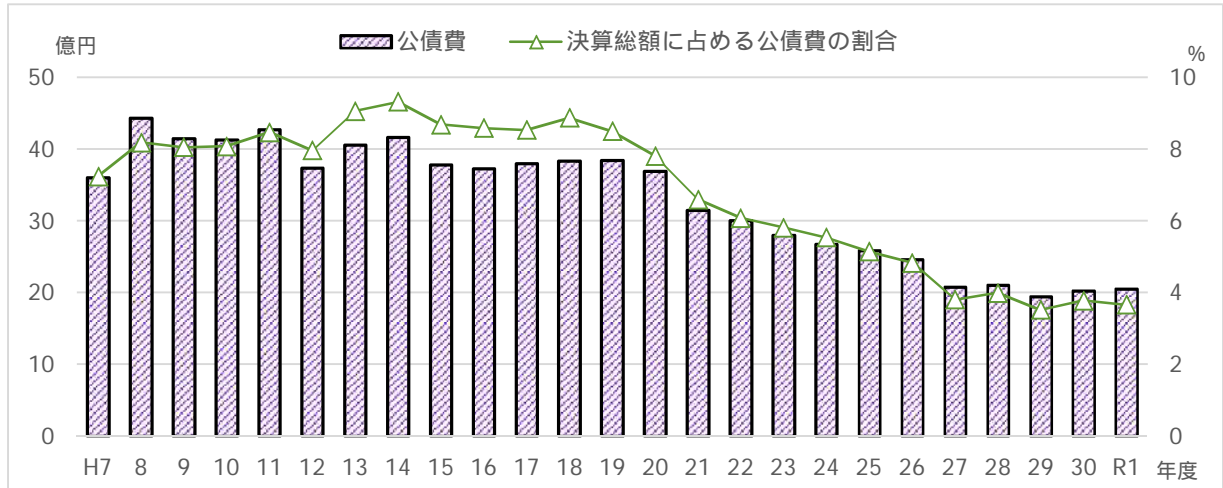
3.5 性質別経費の分析：公債費

3.5.1 公債費と決算総額に占める割合の推移

公債費とは、過去に借りた地方債の償還にかかるお金のことです。

ニュータウン整備期に借入れた大規模な債務の償還が進んでいることに加えて、新規の地方債の発行抑制に努め減少傾向が続いています。今年度も減少が見込まれましたが、後年度負担の軽減のために繰上げ償還を行ったことなどにより、増加しています。

今後は多くの公共施設が更新時期を迎えるため、増加が見込まれます。



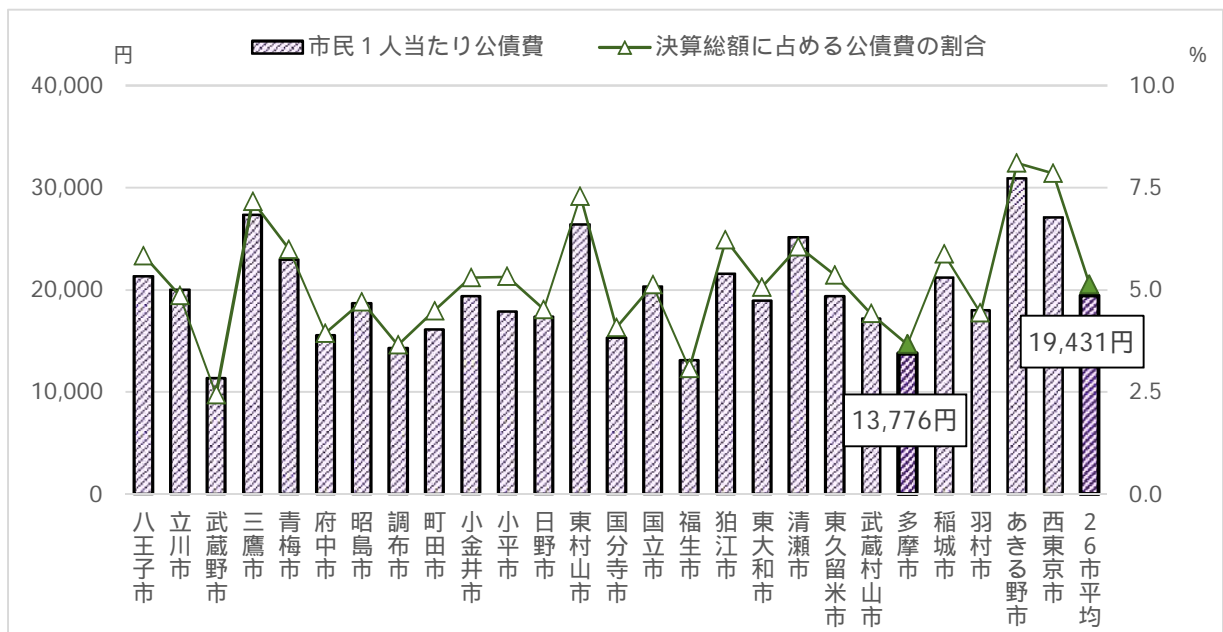
単位：千円、%

年度	H25	26	27	28	29	30	R1
公債費	2,587,758	2,458,794	2,075,302	2,104,564	1,945,048	2,022,312	2,050,136
決算総額に占める割合	5.1	4.8	3.8	4.0	3.5	3.8	3.7

(最終決算年度から7年間)

3.5.2 令和元年度 26市における市民1人当たりの公債費と決算総額に占める割合

26市平均を下回る結果となりました。令和元年度は26市中で少ない方から数えて3位となっています。



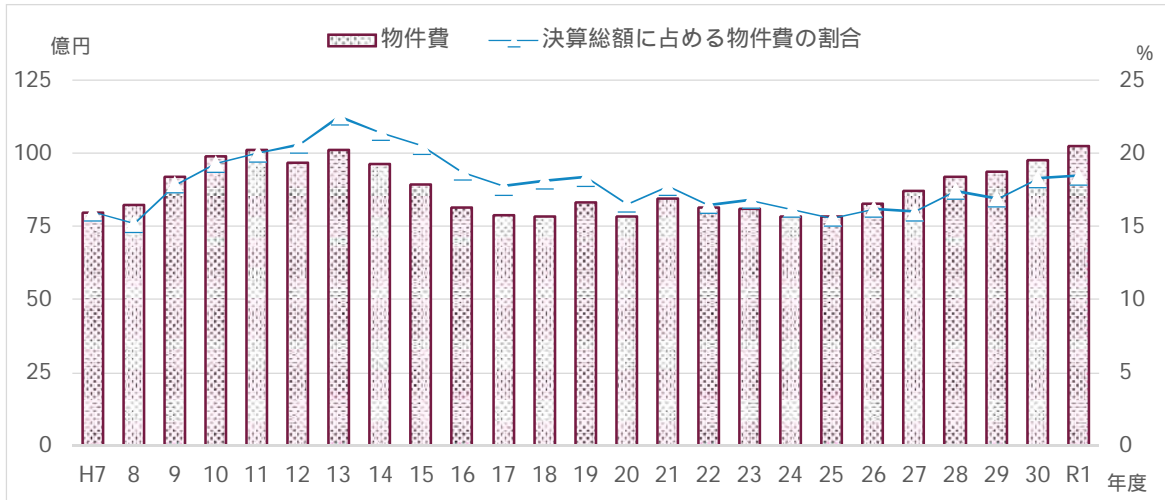
3 歳出の状況

3.6 性質別経費の分析：物件費

3.6.1 物件費と決算総額に占める割合の推移

物件費とは、他の性質に属さない消費的支出で、需用費、使用料、委託料などがあります。

平成13年度からは様々な削減努力により減少傾向でしたが、ここ数年は民間委託化、予防接種の定期接種化など委託料の増により増加傾向にあります。平成29年度は約1.6億円、平成30年度もさらに約4.0億円増加しています。令和元年度は、総合事務管理システムの改修、多摩市プレミアム付商品券の販売、公園管理に係る委託料の増加などにより、約5.2億円増加しています。



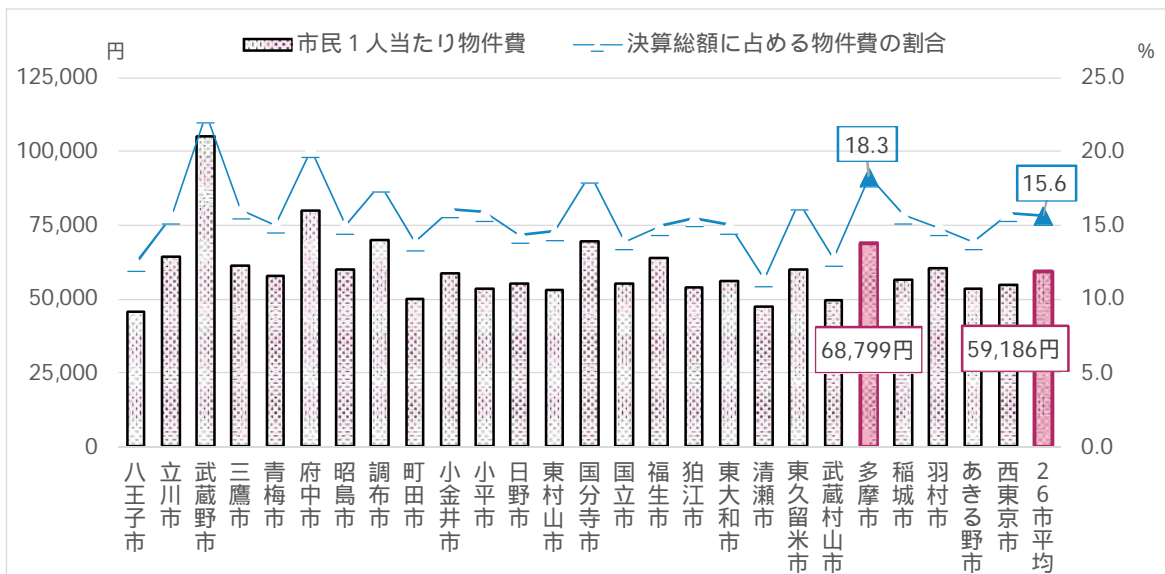
単位：千円、%

年度	H25	26	27	28	29	30	R1
物件費	7,834,515	8,246,130	8,709,212	9,169,969	9,327,162	9,723,838	10,238,862
決算総額に占める割合	15.6	16.2	16.0	17.4	16.9	18.2	18.3

(最終決算年度から7年間)

3.6.2 令和元年度 26市における市民1人当たりの物件費と決算総額に占める割合

多摩市は公共施設が多く、その維持管理のために経費がかかるため、他市に比べて物件費が高くなっています。また、外部委託を積極的に活用していることもその理由の1つです。



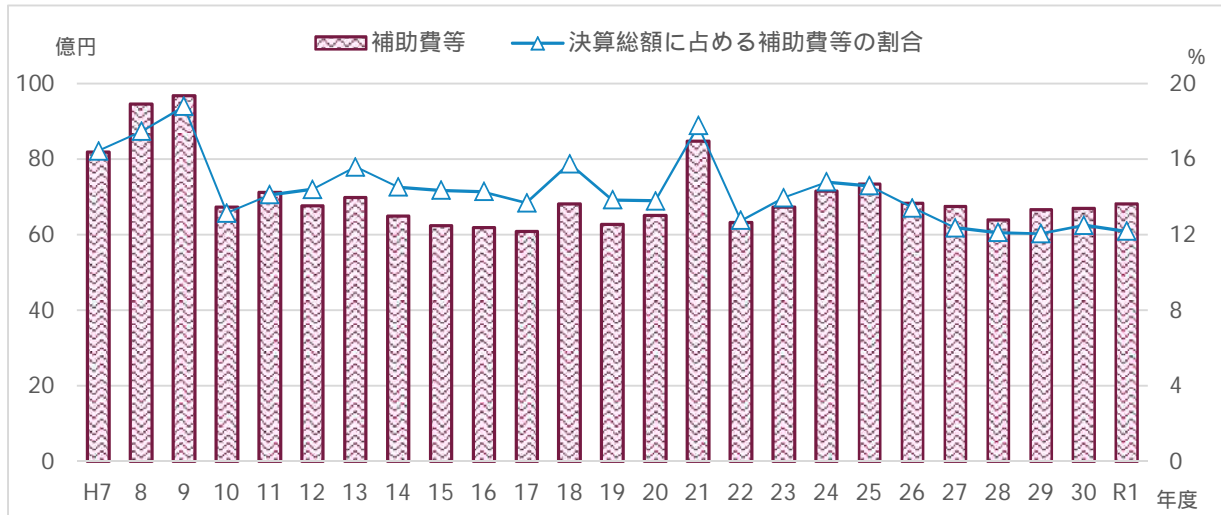
3 歳出の状況

3.7 性質別経費の分析：補助費等

3.7.1 補助費等と決算総額に占める割合の推移

補助費等とは、市から他の地方公共団体や民間に対して行政上の目的により行う現金的給付です。補助金や交付金、一部事務組合への負担金などがこれに当たります。

過去には急増しましたが、近年は抑制に努めています。平成21年度に大きく増加しているのは定額給付金の給付が行われたためのものです。また、平成29年度の下水道事業会計の公営企業化に伴い同会計への繰り出しの計上、繰出金から補助費等になりました。

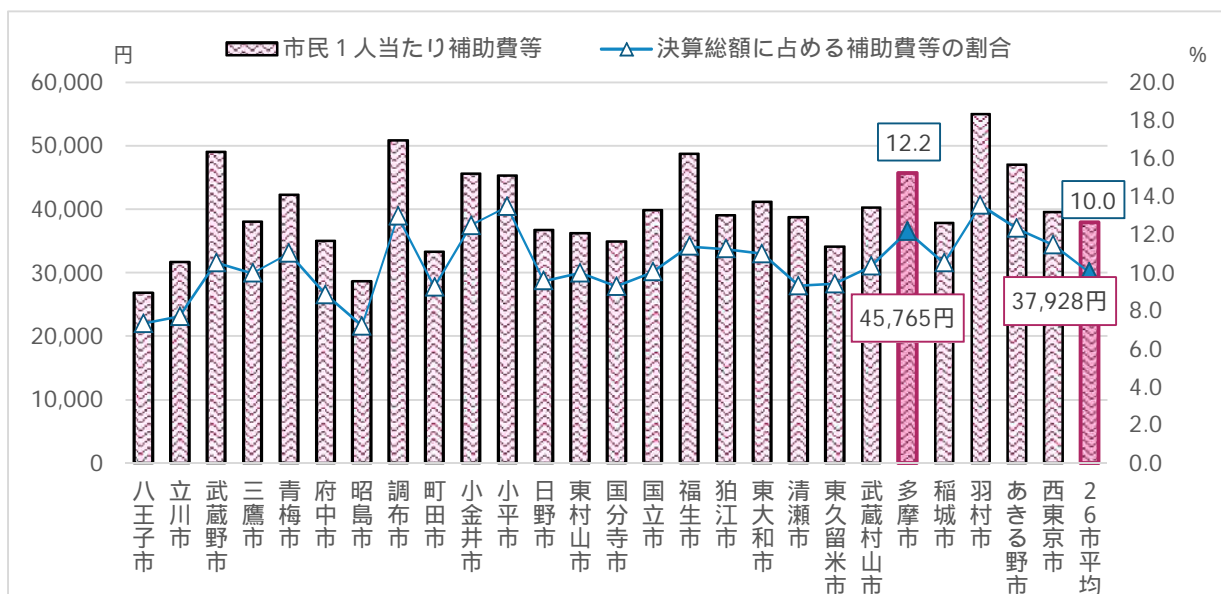


年度	H25	26	27	28	29	30	R1
補助費等	7,336,478	6,833,895	6,737,640	6,386,040	6,664,488	6,692,622	6,810,935
決算総額に占める割合	14.6	13.4	12.4	12.1	12.1	12.5	12.2

(最終決算年度から7年間)

3.7.2 令和元年度 26市における市民1人当たりの補助費等と決算総額に占める割合

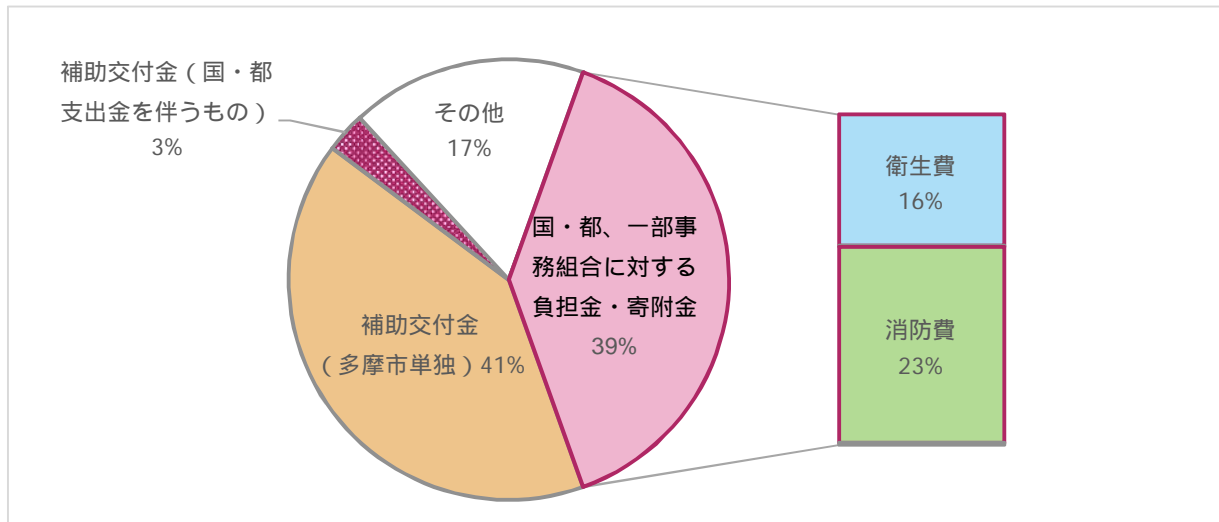
多摩市の補助費等は26市の中でも高い水準にあることが分かります。これは、市単独で行なった民生費関係への補助交付金が26市中2位だったことが影響しています。



3 歳出の状況

3.7.3 補助費等の内訳

国や都、一部事務組合に対する負担金のように、多摩市単独では決定できないものが約半分を占め、その大半は消防やごみ処理など、市民生活に不可欠なものです。それ以外の補助金も、市民生活に関わりが深く、見直しに努めているものの、短期間で大幅に削減するのは難しいのが現状です。



単位：千円

	衛生費	消防費	民生費	その他	計
一部事務組合に対する負担金等	1,058,337	5,500	6,733	8,865	1,079,435
国・都に対する負担金等	0	1,575,020	0	6,231	1,581,251
補助交付金 (多摩市単独)	48,034	2,002	2,434,409	284,835	2,769,280
補助交付金 (国・都支出金を伴うもの)	0	0	120,131	80,727	200,858
その他の負担金等	6,541	36,312	16,529	116,480	175,862
その他	25,637	2,373	378,569	597,670	1,004,249
計	1,138,549	1,621,207	2,956,371	1,094,808	6,810,935

「一部事務組合に対する負担金等」の多くは衛生費で、主に多摩ニュータウン環境組合や東京たま広域資源循環組合への負担金で、ごみ処理のために使われました。

「国・都に対する負担金等」は主に東京消防庁に常備消防を事務委託している経費です。

「補助交付金 (多摩市単独)」の約88%は民生費で、更にそのうちの約48%が民間保育所の安定的な運営と充実のための補助です。

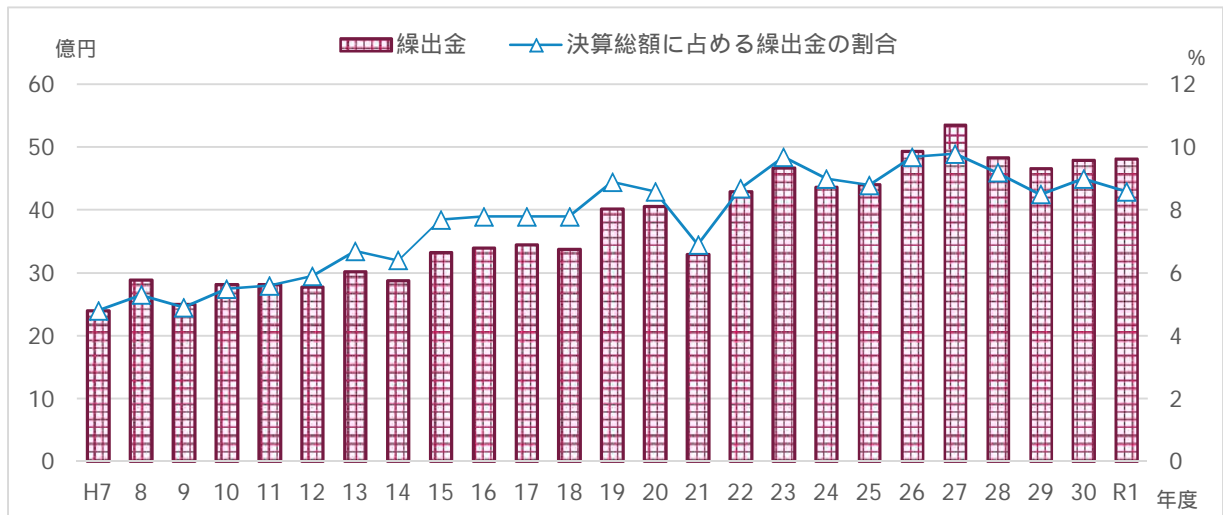
3 歳出の状況

3.8 性質別経費の分析：繰出金

3.8.1 繰出金と決算総額に占める割合の推移

繰出金は、一般会計から特別会計に支出する経費です。

社会保障経費である、国民健康保険特別会計・介護保険特別会計・後期高齢者医療特別会計への繰出金の総額は、昨年度と比べ増加しています。国民健康保険特別会計への繰出金は保険税率の引き上げや被保険者数の減少などにより減少しましたが、介護保険特別会計・後期高齢者医療特別会計への繰出金は高齢化により引き続き増加しています。



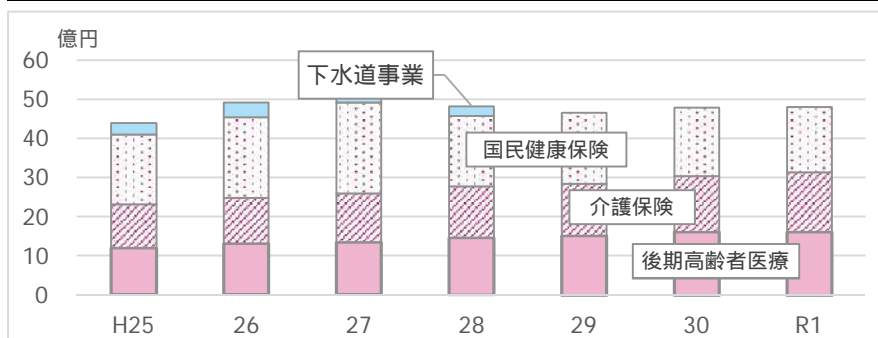
年度	H25	26	27	28	29	30	R1
繰出金	4,414,104	4,941,152	5,356,615	4,844,574	4,670,872	4,803,839	4,824,344
決算総額に占める割合	8.8	9.7	9.8	9.2	8.5	9.0	8.6

(最終決算年度から7年間)

会計毎の内訳

単位：千円、%

年度	H25	26	27	28	29	30	R1
下水道事業	293,018	384,052	421,655	254,718	1		
構成比	6.6	7.8	7.9	5.3			
国民健康保険	1,797,144	2,061,366	2,333,690	1,804,671	1,807,944	1,754,218	1,630,369
構成比	40.7	41.7	43.6	37.2	38.7	36.5	33.8
介護保険	1,100,189	1,167,018	1,245,394	1,303,651	1,337,600	1,415,874	1,514,939
構成比	24.9	23.6	23.2	26.9	28.6	29.5	31.4
後期高齢者医療	1,190,940	1,295,903	1,326,081	1,457,413	1,525,328	1,633,747	1,679,036
構成比	27.0	26.2	24.7	30.1	32.7	34.0	34.8
介護保険サービス事業	32,813	32,813	29,795	24,121	2		
構成比	0.8	0.7	0.6	0.5			

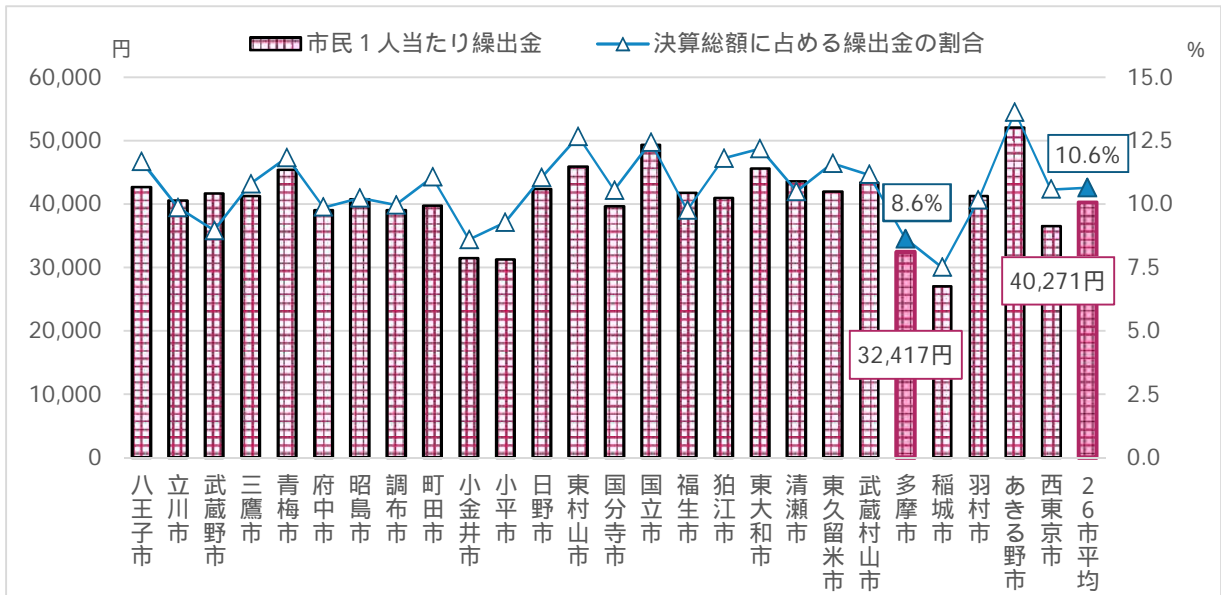


- 1 平成29年度に地方公営企業法を適用したことに伴い、性質が繰出金から補助費等に変更となりました。
- 2 介護保険サービス事業特別会計は平成25年度をもって終了し、地方債の償還等も平成28年で終了しました。

3 歳出の状況

3.8.2 令和元年度 26市における市民1人当たりの繰出金と決算総額に占める割合

26市中で少ない方から4位となり、26市平均よりも低くなっています。



4 基金・地方債・債務負担行為の状況

4.1 基金

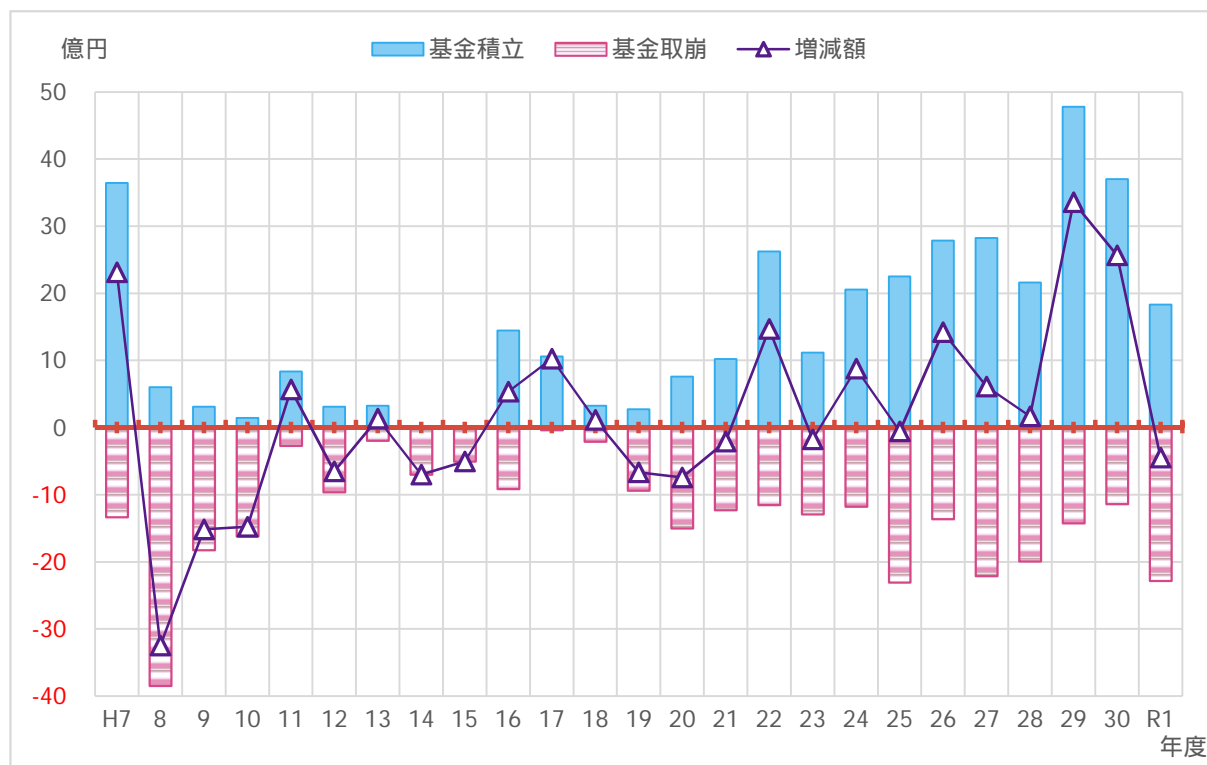
市の貯金を「基金」といいます。基金には特定の目的のために財産を維持したり、資金を積み立てるために設置された「特定目的基金」、財源の不足を補うために資金を積み立てる「財政調整基金」があります。これらの基金にお金を積み立てる経費を「積立金」、貯金を下ろすことを「取崩し」といいます。財政状況が厳しくなると、財政調整基金への積立金は減少し、基金取崩しが増加します。

令和元年度は、都市計画基金を武道館及び陸上競技場の改修工事に充当したこと等により、基金全体で計約22.8億円を取り崩した一方、決算剰余金の一部（次頁参照）や、決算見込みに伴う整理や執行の工夫により生み出した財源を基金に積み立てました。また庁舎増改築基金については約2.5億円積立て、当面の目標であった30億円を達成するなど、積み立て総額は基金全体で約18.3億円となりました。

4.1.1 基金の積立と取崩状況の推移

近年の積立要因としては、平成26年度は市税や税連動交付金が増額となったこと、平成27年度は多摩清掃工場第二期施設建設工事損害賠償金返還金を積み立てたこと、平成29・30年度は旧西愛宕小学校用地の売払収入や今後予定される施設の大規模改修工事等に備えるため基金を積み立てたこと等があります。一方、取崩し要因としては、平成28年度は多摩第二小学校などの小学校建替工事に充てるための公共建築物等整備保全基金の取崩しを行ったこと等があります。

令和元年度は、武道館及び陸上競技場改修工事のために都市計画基金を取り崩したことや財政調整基金を多く取り崩しました。



単位：千円

年度	H25	26	27	28	29	30	R1
基金積立	2,251,968	2,785,561	2,822,114	2,160,679	4,780,326	3,703,477	1,832,849
基金取崩	2,308,607	1,364,012	2,210,118	1,991,209	1,424,830	1,138,582	2,282,165

(最終決算年度から7年間)

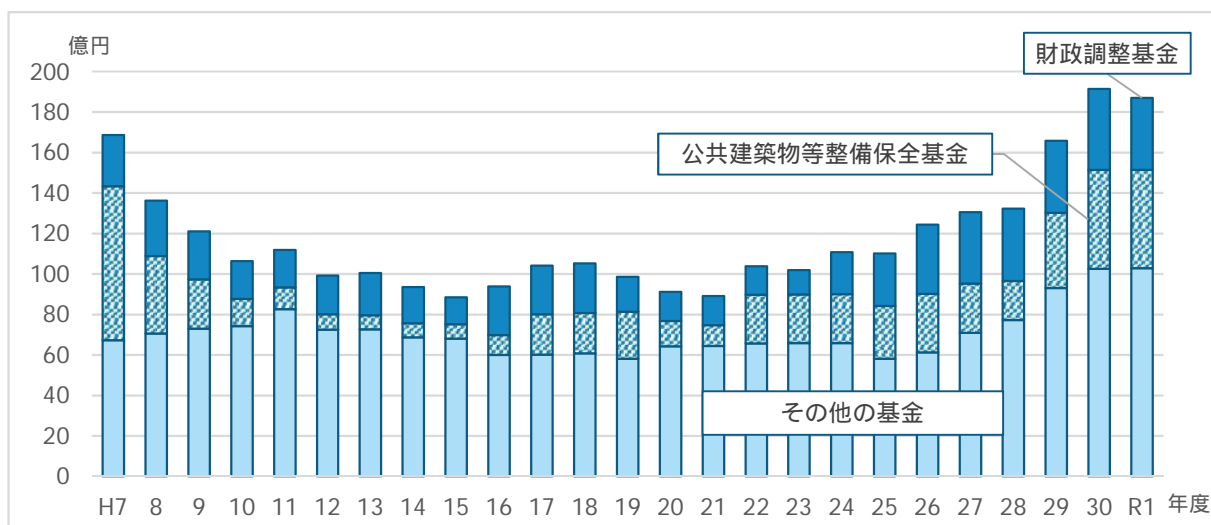
4 基金・地方債・債務負担行為の状況

4.1.2 基金の内訳と推移

「財政調整基金」とは、財政状況の悪化により財源が著しく不足する場合等に、貯金をおろし不足を補うことを目的とする基金で、いわば普通預金のようなものです。一定の残高が確保されていないとその機能を果たすことができません。残高は減少傾向にあり、平成23年度末には約12億円まで低下しました。その後、基金の見直し方針を策定し、目標額約30億円（標準財政規模の1割程度）に向け、決算剰余金や執行段階での工夫・精査により生み出した財源を年度末に積み立てるなどの取り組みにより、平成26年度に目標額に到達し、令和元年度末まで維持しています。

「公共建築物等整備保全基金」は、本市の公共施設及び都市基盤の整備保全に充てることを目的とする基金です。平成7年度をピークに取崩しが続いてきました。今後、公共施設などの大規模改修等を見据え、計画的な積立てを行っていきます。

「その他の基金」は、都市計画基金や福祉基金などの特定目的基金です。



積立基金の各年度末現在高

単位: 千円

年度	H25	26	27	28	29	30	R1
財政調整基金	2,607,287	3,417,998	3,521,114	3,563,367	3,562,459	4,003,069	3,557,195
公共建築物等整備保全基金	2,603,869	2,889,328	2,432,769	1,940,298	3,718,176	4,891,323	4,844,453
その他の基金	5,812,294	6,137,679	7,103,120	7,722,809	9,301,335	10,252,473	10,295,901
計	11,023,450	12,445,005	13,057,003	13,226,474	16,581,970	19,146,865	18,697,549

(最終決算年度から7年間)

〔コラム〕決算剰余金と財政調整基金

決算剰余金（前年度繰越金）とは、歳入歳出決算額の差引額から翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支の黒字額のことです。一般的には標準財政規模（ ）の3%から5%程度が適当であるとされています。令和元年度決算額は、標準財政規模（30,994,502千円）に対し4.2%となりました。

本市では、前年度決算額の確定を踏まえ、例年9月議会で決算剰余金の処分に関する予算処理を行っています。地方財政法の規定に沿い、決算剰余金の1/2以上を地方債の繰上償還又は、基金への積立てを行うほか、国・都支出金の精算に伴う返還金や補正予算編成の財源としています。

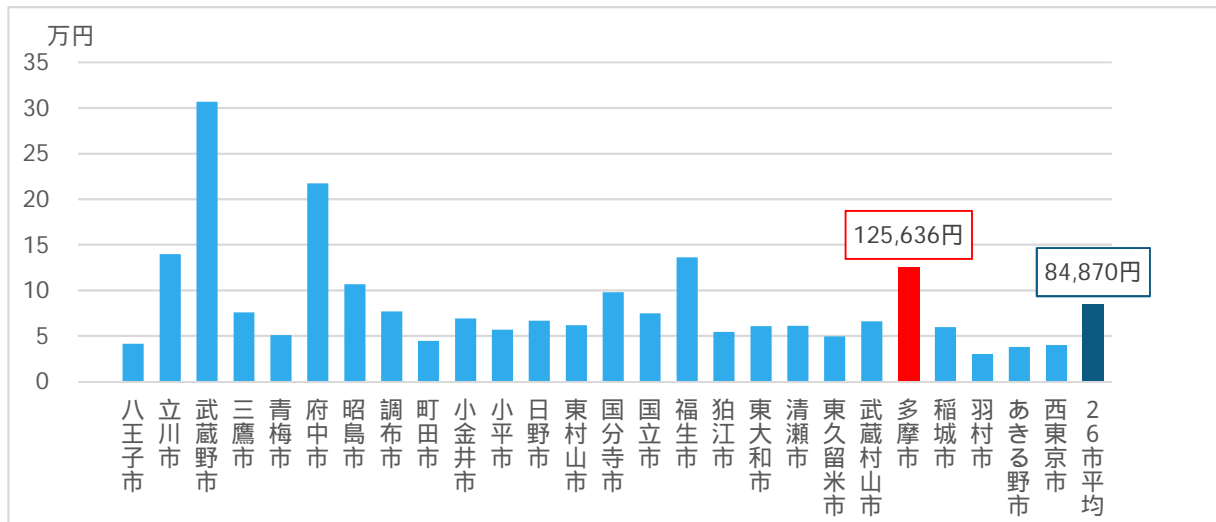
令和元年度決算剰余金は12.9億円となり、上記の規定に沿い、財政調整基金の積立6.5億円を9月議会で予算計上する予定となっています。また、令和2年度の令和元年度の国都支出金精算に伴う返還金は現時点で5.4億円を見込んでいます。

標準財政規模とは、地方税、普通交付税、地方譲与税等の一般財源ベースでの地方自治体の標準的な財政規模を示すもの。

4 基金・地方債・債務負担行為の状況

4.1.3 令和元年度 26市における市民1人当たりの基金残高

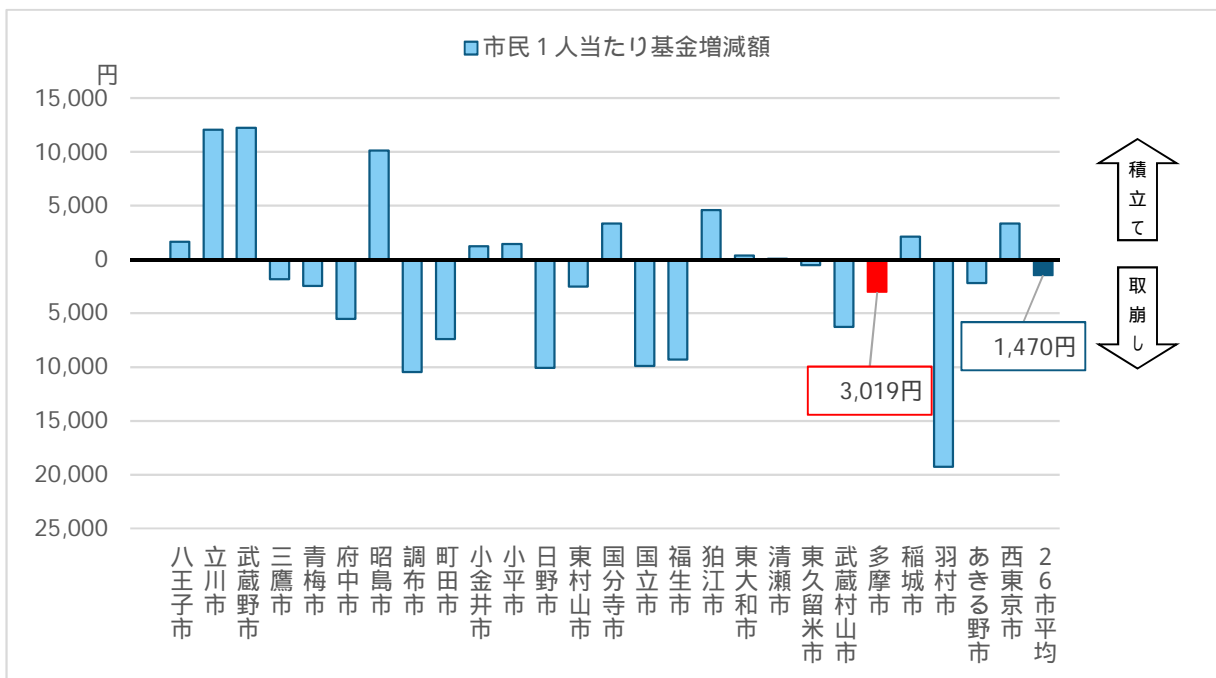
市民1人当たりの基金残高（積立基金・定額運用基金の合計額）は、26市中で多い方から5位となり、26市平均を上まわる額になっています。健全で安定した財政運営を行うためには、適正な額の基金を確保することが必要不可欠です。



4.1.4 令和元年度 26市における市民1人当たりの基金増減額と決算総額に占める割合

令和元年度の26市における市民1人当たりの積立基金増減額は、26市中で低い方から9位となり、26市平均と比べ低くなっています。

これは、税収や税連動交付金の減等によって、財政調整基金を多く取り崩したこと等によるものです。



4 基金・地方債・債務負担行為の状況

4.2 地方債・債務負担行為

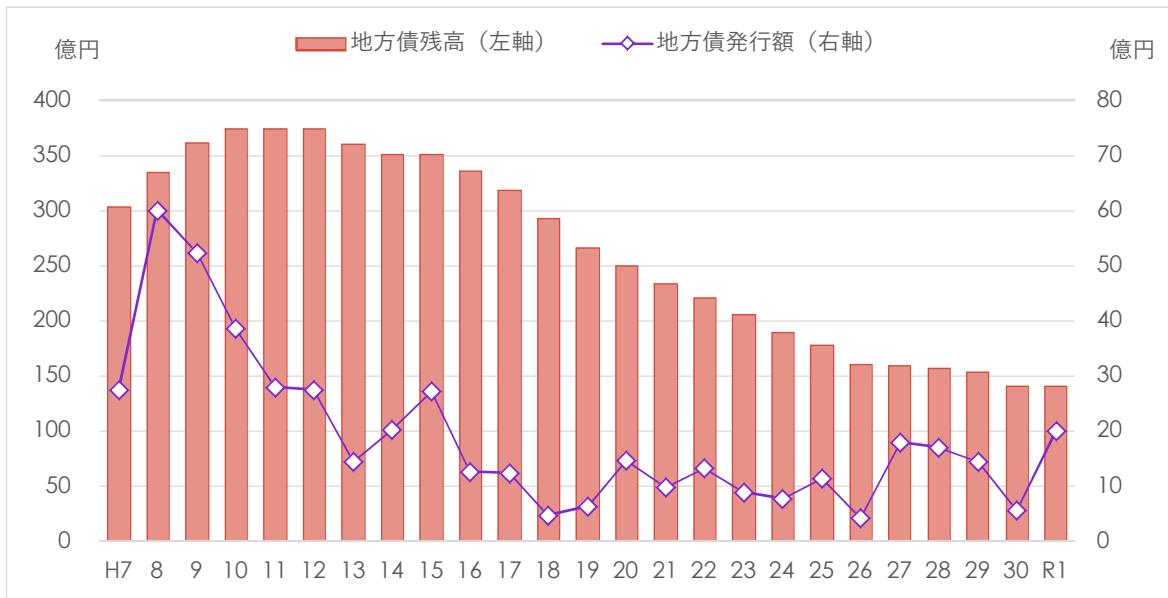
「地方債」は市の借金にたとえられます。公共施設の整備や更新には、一時的に大きな財政負担が生じるため、その年度の収入だけで賄おうとすると、他の事業の財源が不足します。また、公共施設は長く使用するため、使用する世代も応分の負担をすることで、世代間負担の公平性が図られます。これらの観点から、普通建設費を対象として、地方債を発行しています。

一方、「債務負担行為」は分割払いに例えられ、複数年にわたり支払いを約束することです。学校などの施設や土地の支払いを分割で行う場合のほか、機器のリースやごみの収集委託など複数年の契約を結ぶ場合などに設定します。

4.2.1 地方債残高と地方債発行額の推移

地方債残高は、平成8年度に総合福祉センターの整備等の借入により大幅に増加しました。現在はピーク時（平成11年度）の半分以下となっており、近年はほぼ横ばいに推移しています。令和元年度は、学校施設や資源化センター等の改修工事により、地方債発行額が増加しています。

今後は多くの公共施設が更新時期を迎えるため、増加が見込まれます。



単位：千円

年度	H25	26	27	28	29	30	R1
地方債残高	17,810,921	16,024,807	15,950,156	15,714,810	15,358,403	14,024,838	14,079,191
地方債発行額	1,136,600	427,200	1,795,600	1,707,800	1,452,300	571,100	2,004,600

(最終決算年度から7年間)

〔コラム〕世代間の公平負担

本来、その年度に使う経費はその年度でまかなうのが原則ですが、学校の校舎などの「ハコ物」や道路などの公共施設は数十年にわたって使っていきます。

そのため、公共施設の整備や更新に必要な財源は、現役世代だけでなく、その公共施設を使用する将来世代にも負担してもらおうのが公平と考えることができます。このことを「世代間の公平負担」といいます。

地方債は、単に不足する財源の穴埋めをするだけでなく、「世代間の公平負担」を確保するという側面もあります。とはいえ、現役世代が借金をしすぎて将来世代に「ツケをまわす」ことのないように、計画的な借入れと返済が求められます。

4 基金・地方債・債務負担行為の状況

(資料) 令和元年度に発行した地方債一覧

事業名	発行額(千円)	利率(%)	借入年数(年)	元利償還額(円)
市役所本庁舎給排水衛生設備改修工事	24,000	0.003	10(0)	24,003,845
資源化センター設備改修工事	195,800	0.005	10(0)	195,849,777
資源化センタープラント設備改修工事	238,000	0.07	15(0)	239,265,705
落川市営住宅改修工事	47,000	0.003	10(0)	47,007,535
橋りょう耐震補強工事	7,200	0.005	10(0)	7,201,840
〃	55,000	0.003	10(0)	55,008,817
多摩東公園改修工事	16,200	0.005	10(0)	16,204,125
〃	19,000	0.003	10(0)	19,003,049
武道館及び陸上競技場等改修工事	349,000	0.003	10(0)	349,055,926
消防団器具置場改修工事(第2分団)	60,800	0.003	10(0)	60,809,557
防災行政無線デジタル化工事	9,600	0.003	10(2)	9,601,797
〃	47,000	0.003	10(0)	47,007,535
〃	142,600	0.005	10(0)	142,636,121
西落合小学校大規模改造事業	200,000	0.07	15(0)	201,060,959
〃	117,000	0.03	15(0)	117,275,416
聖ヶ丘中学校大規模改造事業	226,300	0.07	15(1)	227,579,387
〃	134,600	0.03	15(1)	134,930,830
小・中学校トイレ改修工事・小・中学校空調設備設置工事	115,500	0.003	10(0)	115,517,986
合 計	2,004,600			2,009,020,207

4 基金・地方債・債務負担行為の状況

4.2.2 債務負担行為の推移（債務負担行為翌年度以降支出予定額のうち、一般財源で支払う額の推移）

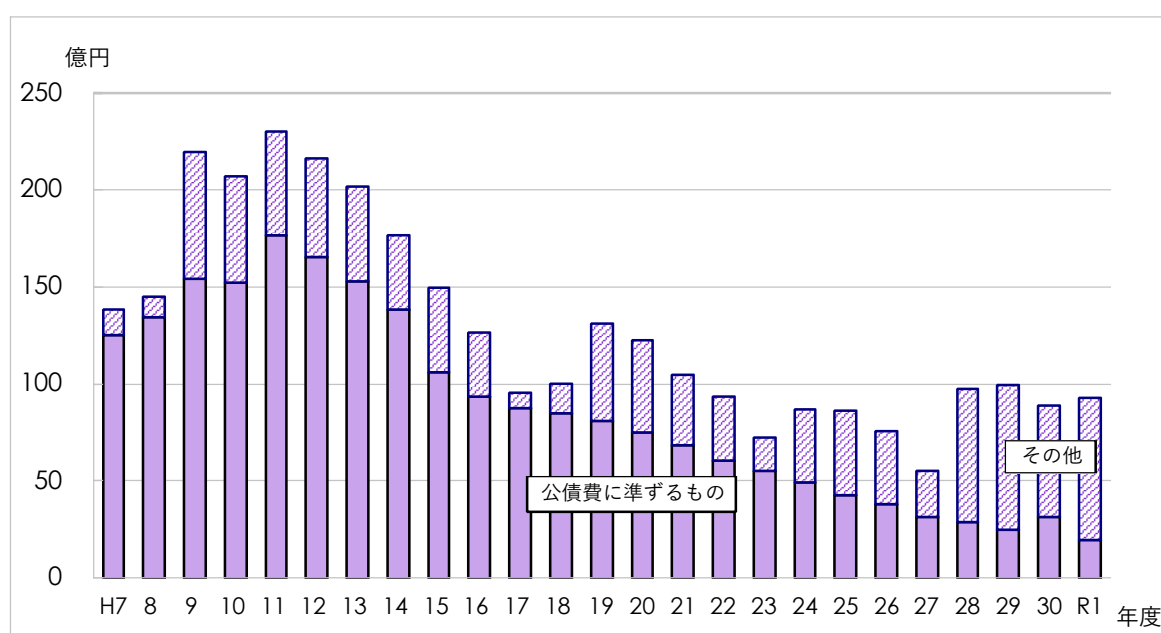
債務負担行為には、土地や建物等の資産を分割して購入する「公債費に準ずるもの」と長期の業務委託契約などの「その他」の2つに大別できます。

「公債費に準ずるもの」は、ニュータウン整備の際に、旧日本住宅公団（現在の都市再生機構）から公共施設を債務負担行為で買い取ったため、過去には非常に多かったものの、解消が進んでいます。

「その他」は周期的に増減を繰り返しますが、これはごみの収集や給食調理等の長期契約を結んだ年は増加し、年々減少するためです。

ここでは、市の実質的な負担額を見るため翌年度以降の支出予定額のうち、国や都の補助金や地方債を除いた一般財源等で支払う予定の額を記載しています。

令和元年度は、「公債費に準ずるもの」に該当するニュータウン整備に係る債務負担行為の解消がさらに進んだ一方で、「その他」に該当する市役所の総合事務管理システムや公園管理に係る契約の更新により、増加しています。



単位：千円

年度	H25	26	27	28	29	30	R1
公債費に準ずるもの	4,250,888	3,795,688	3,139,807	2,833,023	2,479,904	3,103,440	1,959,429
その他	4,356,427	3,736,241	2,337,298	6,901,564	7,463,959	5,783,478	7,306,091

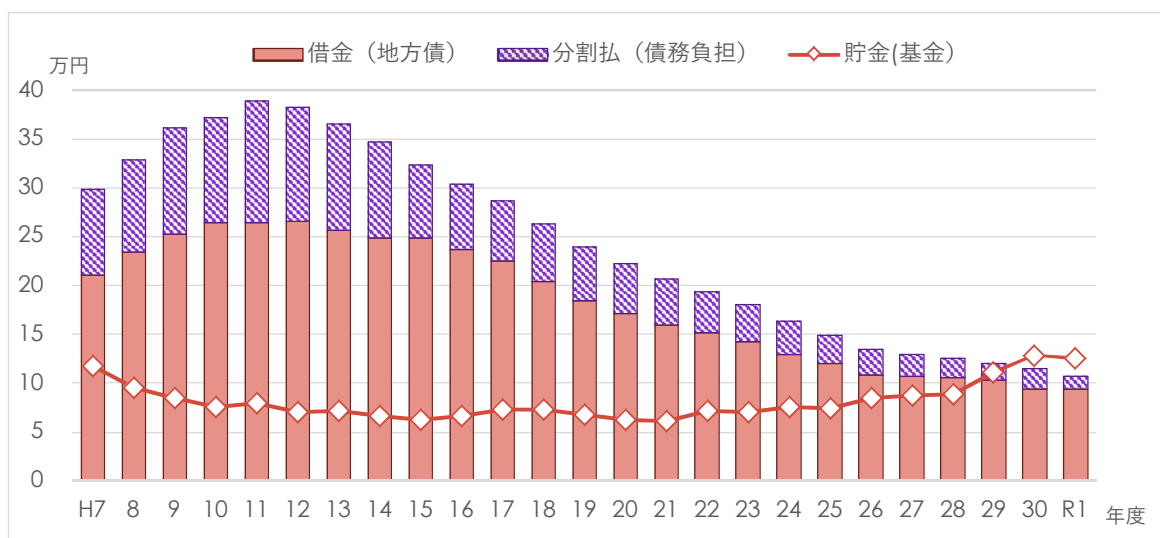
（最終決算年度から7年間）

4 基金・地方債・債務負担行為の状況

4.2.3 市民1人当たり基金・地方債及び公債費に準ずる債務負担行為支出予定額の推移

地方債の残高と、債務負担行為のうち公債費に準ずるものの翌年度以降支出予定額の合計が、将来世代が負担する借金や分割払いの額といえます。これらの額と、貯金の額と言える基金残高について、市民一人当たりの額を算出しました。

近年は、貯金が借金及び分割払いの合計額を超えています。今後多くの公共施設の更新時期を迎えるため、借金及び分割払いの合計額は貯金よりも大きくなる見込みです。引き続き借金の抑制に努め健全な財政運営を図ります。



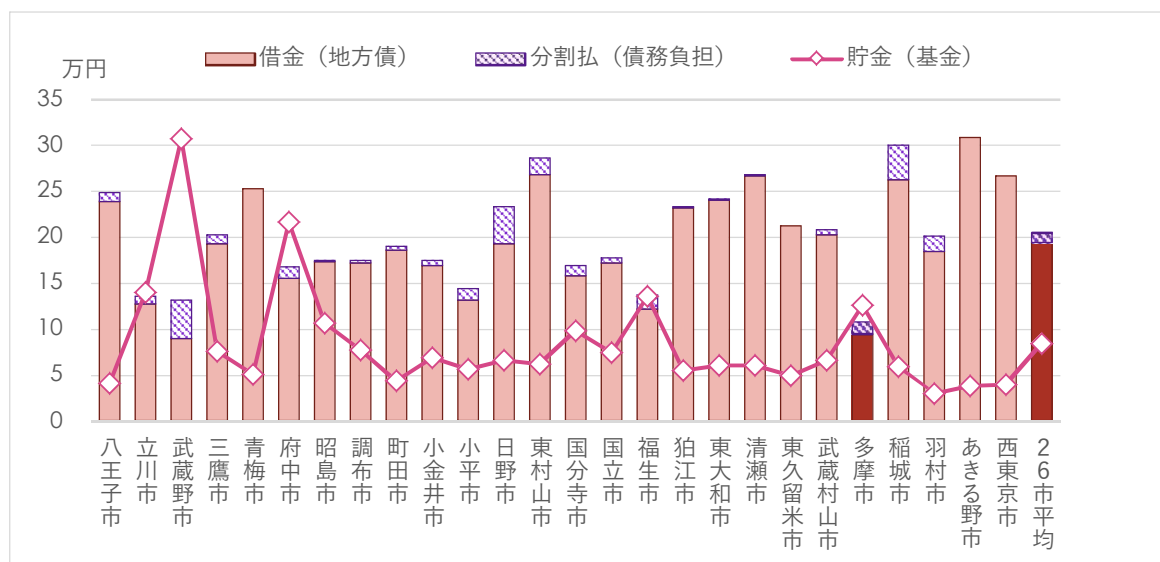
単位：円

年度	H25	26	27	28	29	30	R1
借金（地方債）	120,648	108,545	107,659	105,816	103,268	94,288	94,604
分割払い（債務負担）	28,795	25,710	21,193	19,076	16,675	20,864	13,166
貯金（基金）	74,671	84,297	88,131	89,061	111,495	128,769	125,636

（最終決算年度から7年間）

4.2.4 令和元年度 26市における市民1人当たりの貯金と借金・分割払い

市民1人当たりの貯金（基金）から借金・分割払い（地方債・債務負担行為）を差し引いた金額の幅について、26市平均はマイナス1万2千1百円です。多摩市はプラス1万8千円で3番目に大きい差引幅となっています。



5 財政指標の状況

自治体の財政状況を判断する目安を財政指標といいます。

主な財政指標として、財政力指数、経常収支比率、公債費負担比率などがあります。

平成19年度決算からは、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、健全化判断比率という4つの指標を算定し公表することが義務付けられました。

5.1 財政力指数

財政力指数は「豊かさの指標」ともいわれます。地方交付税法に基づいて算定された基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値をいいます。

財政力指数が1以上のときは、収入額の方が需要額と比べて多い、ということでその自治体は豊かとされます。

また、財政力指数が1以上になると、普通交付税不交付団体となることから、交付税への依存の程度ともいえます。

この指標は年度によって変わるので、過去3年間の平均をとるのが一般的です。

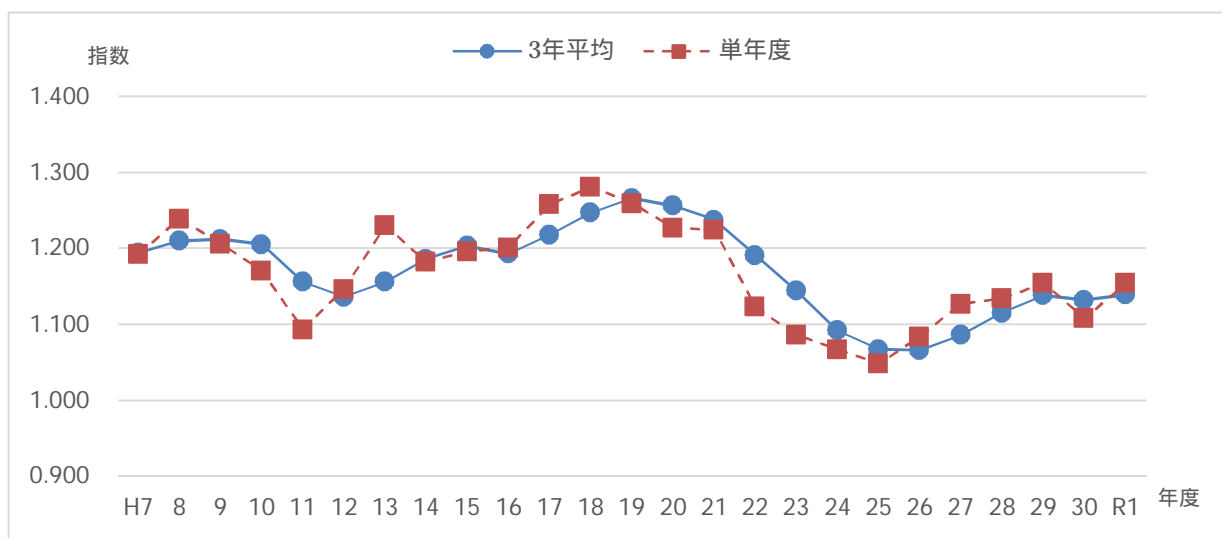
「基準財政需要額」・・・普通交付税の算定基礎となるもので、その自治体が標準的な行政サービスを住民に提供するのに必要な一般財源の額です。自治体が現実に支出する額ではなく、仮想の自治体を想定して、各行政分野について妥当な経費と考えられるものを積み上げた、いわばモデル計算です。

「基準財政収入額」・・・普通交付税の算定基礎となるもので、自治体の標準的な一般財源収入額として算定された額です。

5.1.1 財政力指数の推移

多摩市においては、ニュータウンの整備とともに大きく増加してきました。昭和62年度以降は、財政力指数が1を超えるとともに、普通交付税も不交付団体となっています。単年度指数は平成5年度以降1.2前後と高い水準で推移していましたが、平成18年度をピークに平成25年度まで減少が続き、近年では1.1前後となっています。

令和元年度は、市民税（法人税割）や固定資産税（家屋）の増加などにより、指標は単年度、3年平均共に前年度から増加しました。



年度	H25	26	27	28	29	30	R1
3年平均	1.067	1.066	1.086	1.115	1.138	1.132	1.139
単年度	1.048	1.084	1.127	1.134	1.154	1.108	1.154

(最終決算年度から7年間)

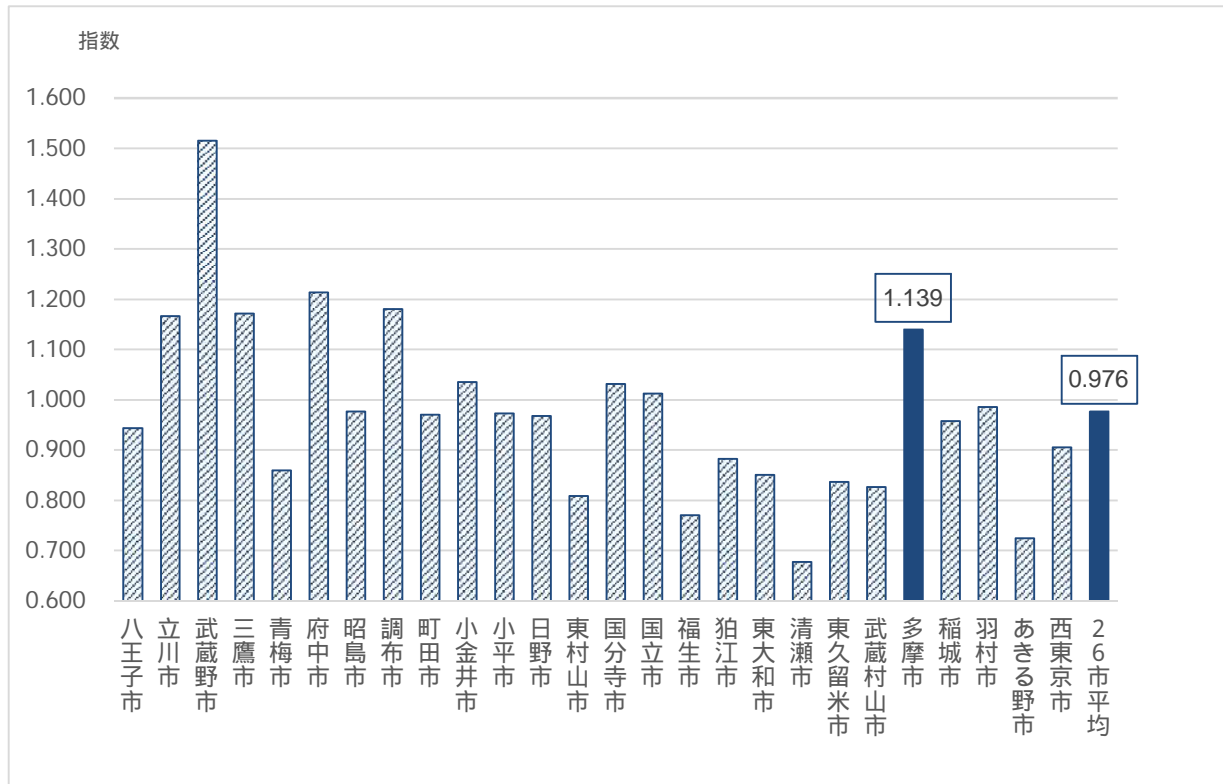
5 財政指標の状況

5.1.2 令和元年度 26市の財政力指数

令和元年度における多摩市の財政力指数は1.139（3年平均）です。東京都の市は全国的にも高い水準にありますが、その中でも多摩市は26市中「6位」で、26市平均と比べ比較的高い数値となっています。

なお、単年度の財政力指数が「1」以上の場合、普通交付税は交付されません。

単年度の財政力指数が1以上の団体は、26市では多摩市を含め9市です。また、全国1,765団体（都道府県及び市町村）では、4.9%にあたる86団体です。



5 財政指標の状況

5.2 公債費負担比率

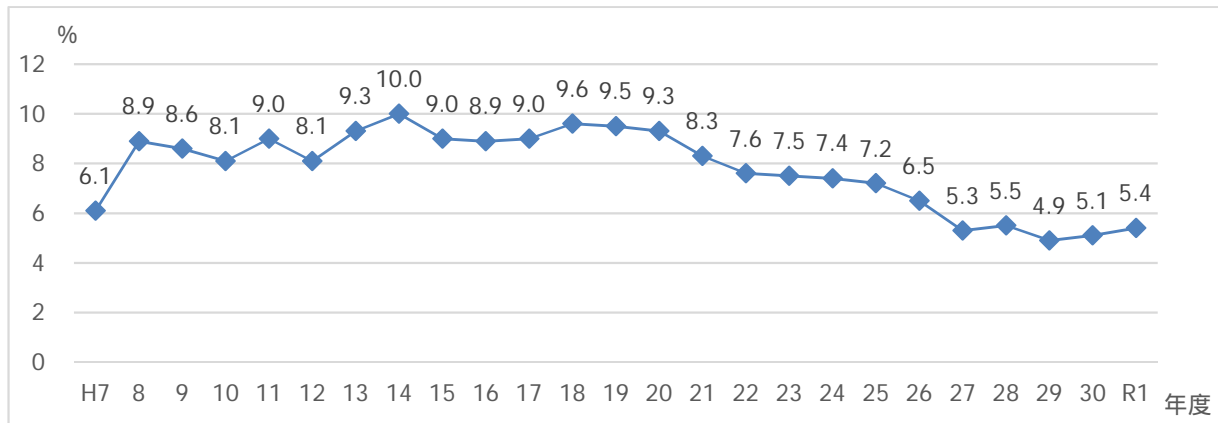
公債費負担比率は、財政構造の弾力性を判断する指標の1つであり、一般財源の総額に対して、公債費（借入金の返済）に充てている一般財源の割合を示したものです。この比率が高くなると、財政硬直化の兆候といえます。一般的に15%を超えると黄信号、20%を超えると赤信号と言われています。地方債を発行する際には後年度負担の増加に十分留意し、地方債に依存しない財政運営に努めなければなりません。

5.2.1 公債費負担比率の推移

令和元年度は5.4%で、前年度に比べて0.3ポイント上がりました。要因は、後年度負担を軽減するために、過去に借り入れた地方債のうち、1.1億円分の繰上償還を行ったためです。繰上償還分を除いて計算すると前年同様5.1%となります。

計算式

$$\text{公債費負担比率} = \frac{\text{公債費充当一般財源}}{\text{一般財源総額}} \times 100$$



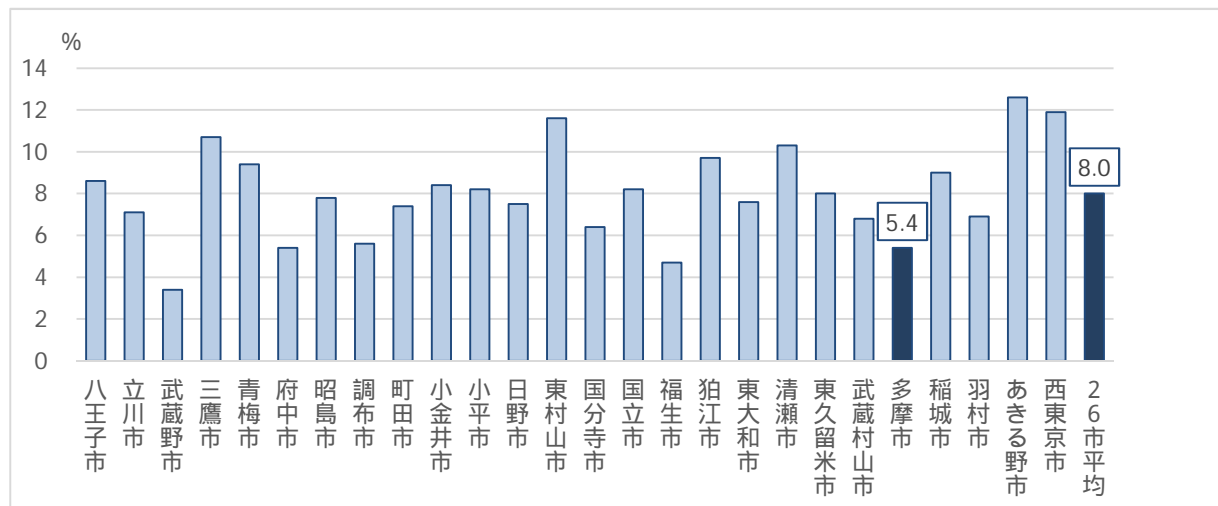
単位: %

年度	H25	26	27	28	29	30	R1
公債費負担比率	7.2	6.5	5.3	5.5	4.9	5.1	5.4

(最終決算年度から7年間)

5.2.2 令和元年度 26市の公債費負担比率

公債費負担比率は前年度より上昇したものの、26市中3番目に低い数値となっています。今後は大規模な公共施設の更新等を予定しているため、少しずつ上昇していく見込みです。



5 財政指標の状況

5.3 経常収支比率

経常収支比率は財政構造の弾力性を示すもので、自治体の「エンゲル係数」のようなものです。

市税など経常的な収入のうち、どんな経費にも充てることができる一般財源（経常一般財源）がどの程度経常的な支出（経常的経費）に充てられているかによって、その自治体の弾力性をみようとするものです。この率が低いほど財政はしなやかで弾力性があるということで、新しい施策に充てられる財源を多く持っているということです。

一般的に、市では70～80%程度が適正水準と言われていますが、多摩市のようにインフラの整った都市部ではもう少し高めの数値となります。多摩市行財政刷新計画（平成28～令和元年度）では、決算時91%以下を目標として設定しながら、市民サービスの向上や財政運営の改善に努めています。

経常的経費・・・職員の人件費、生活保護費のような扶助費、施設建設などのための過去の借入金を毎年度計画的に返済する公債費、児童館やコミュニティセンターなどの管理運営費、道路や公園などの維持管理費など、継続して支出する固定的な経費を経常的経費といいます。

現在の算定方式

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常的経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源総額+減税補てん債+臨時財政対策債}} \times 100$$

平成13年度から減税補てん債と臨時財政対策債を分母に加えて算定する方式に変わりました。18年度に減税補てん債が終了し、25年度からは国の制度改正に伴い、普通交付税の不交付団体の臨時財政対策債の借入れができなくなったため、従来の方式と現在の方式の数値は等しくなります。

5.3.1 経常収支比率の推移

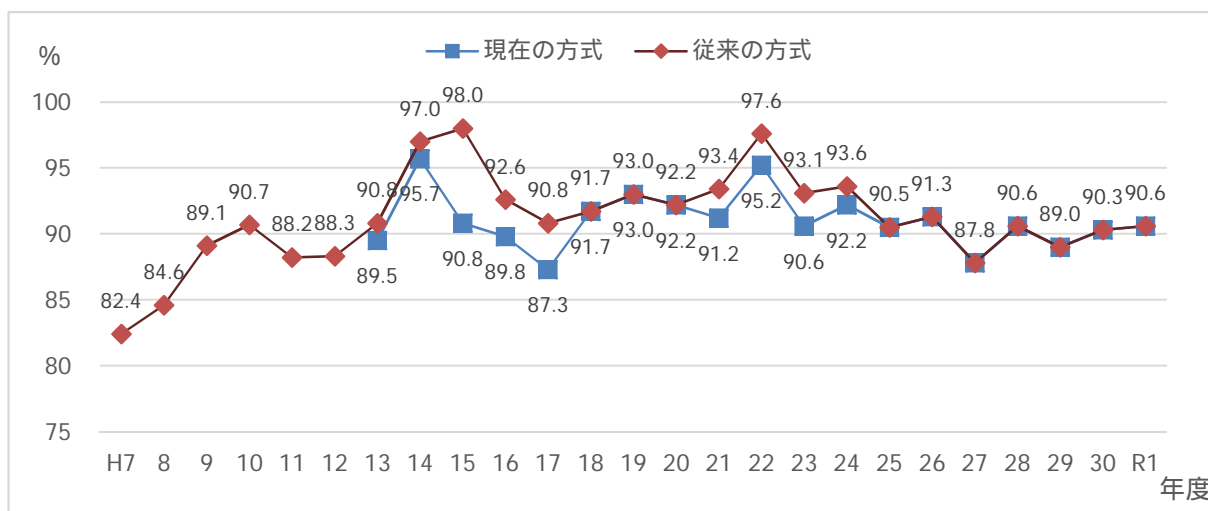
多摩市の経常収支比率は、平成5年度に80%を超えて以降年々高くなり、平成14年度は95.7%と非常に高い数値となりましたが、「多摩市行財政再構築プラン」による歳出の見直しなどにより改善に向かいました。その後、再び90%を超え、平成22年度には95.2%と平成14年度の状況に近づきましたが、平成23年度以降は改善しています。

多摩市のように都市基盤の整備が進んだ都市部では、新たな建設などは減るため、経常収支比率は高い傾向となることも確かです。とはいえ、歳入が急激に増加する見通しが困難な中で、新たな財政需要にこたえていくためには、歳出の構造を変えていくことが重要です。

令和元年度の経常収支比率は90.6%で、前年度より0.3ポイント上昇しました。

歳入では、地方消費税交付金の暦日要因による減少や、法人市民税が平成30年度臨時的収入のあった申告上位法人の業績動向が通常に戻ったことによる減少などにより、0.2ポイント経常収支比率が上昇しました。

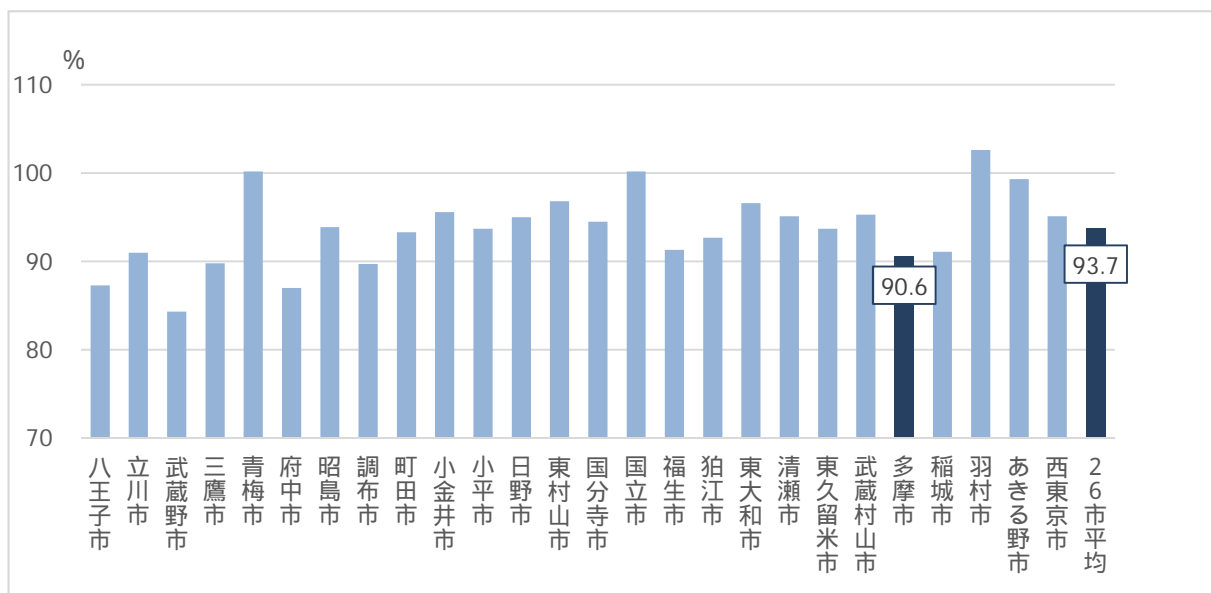
一方、歳出では公園関係の管理や樹木伐採剪定の業務委託料及び学校のタブレットの入替などに伴う物件費の増加などにより0.1ポイント経常収支比率が上昇しました。



5 財政指標の状況

5.3.2 令和元年度 26市の経常収支比率

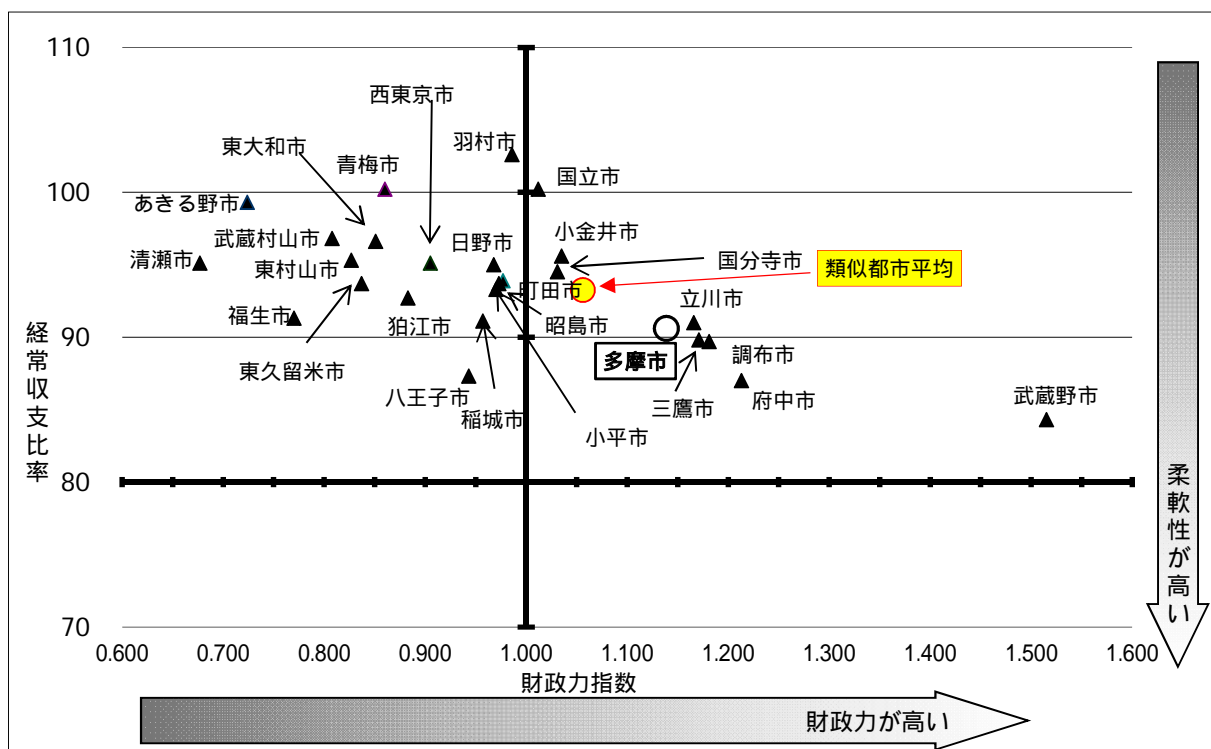
令和元年度の多摩市の経常収支比率は90.6%で、26市との比較では6位となり平均値93.7%に対し3.1ポイント低い結果となりました。なお、算定方式は臨時財政対策債が計算の分母に加わるため、臨時財政対策債発行額の多寡により、数値が大きく変動します。



5.3.3 令和元年度 26市の経常収支比率・財政力指数の関係

各市の経常収支比率と財政力指数を分布図で示すと、下のようになります。

多摩市は、財政力は高い（良い）のですが、経常収支比率も高く（悪く）硬直化しています。多摩市の事業内容や施設整備が共に充実していることが要因のひとつです。今後も多摩市が健全財政を維持していくためには、人件費、公債費などの義務的経費のほか、各種事業や施設の維持管理に係る経常的経費をより一層見直すとともに、新たな歳入の確保が必要です。



5 財政指標の状況

5.4 健全化判断比率等

平成18年度に話題となった地方自治体の破綻などを受け、平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定されました。これにより、平成19年度決算から財政指標（健全化判断比率と資金不足比率）の算定・公表が義務付けられました。

本法は、従来の地方財政再建制度の問題点を克服するため、分かりやすい指標を作り、普通会計以外の会計や一部事務組合、出資法人等も対象とし、財政再生基準の前段階として早期健全化基準を設定しているという特徴があります。

平成19年度決算では各指標の算定と公表だけが義務付けられましたが、平成20年度決算からは算定した指標が基準以上となった場合に財政健全化計画等の計画策定義務が生じます。

5.4.1 健全化判断比率

令和元年度決算に基づき算定した多摩市の健全化判断比率（4指標）は、平成19～30年度決算に引き続き、4指標全てにおいて早期健全化基準を下回っており、健全性が保たれています。

（単位：％）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
多摩市 算定数値	-	-	1.6	-
早期健全化基準 1	11.76	16.76	25.00	350.00
財政再生基準 2	20.00	30.00	35.00	

- この表は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則」によって定められた様式第1号を基に作成しています。
- 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び将来負担比率が算定されない場合は、「-」を記載しています。
 - 健全化判断比率のうちいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を策定しなければなりません。（自主的な改善努力による健全化の段階）
 - 健全化判断比率のうちいずれかが財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を策定しなければなりません。（国等の関与による確実な再生の段階）

5.4.2 資金不足比率

多摩市において資金不足比率の算定対象となる公営企業会計は、下水道事業会計のみです。

下水道事業会計の令和元年度決算は、平成19～30年度決算と同様に「資金の不足額」が生じていないため、資金不足比率は「-」となり経営健全化基準を下回っています。

	特別会計の名称	資金不足比率（％）	事業の規模
多摩市 算定数値	下水道事業会計	-	2,351,235千円
経営健全化基準 3		20.0	

- この表は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則」によって定められた様式第1号を基に作成しています。
- 資金の不足額がない場合は、「-」を記載しています。
- 事業の規模欄には、資金不足額の算定に用いた事業の規模について、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令」第17条第1号の規定により事業の規模（営業収益の額から受託工事収益の額を控除した額）を記載しています。
 - 資金不足比率が、経営健全化基準以上の場合には経営健全化計画を策定しなければなりません。

5 財政指標の状況

5.4.3 健全化判断比率等の概要について

ア. 実質赤字比率（一般会計等の実質赤字の比率）について

(ア) 算定方法

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

一般会計等 ...多摩市では一般会計のみが該当（平成20年度までは受託水道事業特別会計が該当）
 実質赤字額 ...繰上充用額 +（支払繰延額 + 事業繰越額）

(イ) 令和元年度決算に基づく算定数値

「一般会計等の実質赤字額」は生じていません。（実質収支額は黒字の1,292,548千円）
 実質赤字額がないため、判断比率は「-」を記載しています。

イ. 連結実質赤字比率（全ての会計の実質赤字の比率）について

(ア) 算定方法

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}\{(イ+ロ) - (ハ+ニ)\}}{\text{標準財政規模}}$$

全ての会計...多摩市の全会計、一般会計と4つ（国民健康保険、下水道事業、介護保険、後期高齢者医療）の特別会計が該当（平成25年度までは介護保険サービス事業が該当）

連結実質赤字額...イとロの合計額が、ハとニの合計額を超える場合の、当該超える額

- ・イ...一般会計及び公営企業（下水道事業会計）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- ・ロ...公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- ・ハ...一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- ・ニ...公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

(イ) 令和元年度決算に基づく算定数値

全ての会計が黒字であり「連結実質赤字額」は生じていません。（実質収支額の合計 11,384,227千円）連結実質赤字額がないため、判断比率は「-」を記載しています。

ウ. 実質公債費比率（公債費及び公債費に準じた経費の比重を示す比率）について

(ア) 算定方法

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

（3か年平均）

準元利償還...イからホまでの合計額

- ・イ...満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ・ロ...一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ・ハ...組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ・ニ...債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ・ホ...一時借入金の利子

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額...地方交付税法の規定により、地方債の元利償還金・準元利償還金に係る経費として普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入される額

(イ) 令和元年度決算に基づく算定数値

- ・各年度ごと（単年度）の実質公債費比率

29年度 ...	0.54%	}	3か年平均（「3か年の合計」÷3で、小数点以下第2位を切り捨て）
30年度 ...	1.09%		
元年度 ...	3.24%		
			1.6%

5 財政指標の状況

エ. 将来負担比率（地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率）について

(ア) 算定方法

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

将来負担額... イからチまでの合計額

- ・イ...一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ・ロ...債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
- ・ハ...一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
- ・ニ...当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ・ホ...退職手当支給予定額（全職員に対する期末支支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- ・ヘ...地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ・ト...連結実質赤字額
- ・チ...組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

充当可能基金額... イからヘまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金

特定財源見込額... イからニまでの償還額等に充てることのできる特定の歳入見込額

地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

...地方交付税法の規定により、イからニまでに要する経費として普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入されることが見込まれる額として総務省の定めるところにより算定した額

(イ) 令和元年度決算に基づく算定数値

将来負担額（イからチまでの合計額18,397,577千円）に対して、そこから差し引く「充当可能基金額 + 特定財源見込額 + 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額」は31,113,497千円であり、計算上の分子（将来負担）がマイナスになるため、判断比率は「-」を記載しています。

オ. 資金不足比率（公営企業会計ごとの資金不足の比率）について

(ア) 算定方法

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額...（流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産） - 解消可能資金不足額

解消可能資金不足額...事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。（多摩市では資金不足額が生じていないため算定していません）

事業の規模...営業収益の額 - 受託工事収益の額

(イ) 令和元年度決算に基づく算定数値

下水道事業会計では、「資金不足額」は生じていません。（剰余額 8,834,108千円）

資金の不足額がないため、資金不足比率は「-」を記載しています。

5 財政指標の状況

〔コラム〕実質収支額（剰余額）等を使って財政指標を算定してみると...

財政健全化法に伴う財政指標（健全化判断比率と資金不足比率）算定において、令和元年度決算に基づく数値では、5つの指標のうち4つが「-（算定不可）」となっています。これは、「赤字額」や「将来負担額」、「資金の不足額」が生じていないためです。

仮に、各会計の実質収支額（剰余額・黒字額）等を利用して財政指標を算定してみますと

実質赤字比率	「 - 」	4.17%	（ 3.42% ）
連結実質赤字比率	「 - 」	36.72%	（ 33.21% ）
実質公債費比率	1.6%	1.6%	（ 0.6% ）
将来負担比率	「 - 」	43.0%	（ 55.5% ）
資金不足比率（下水）	「 - 」	375.7%	（ 340.2% ）

と、マイナスの指数になります。

（ ）は前年度数値

実質赤字比率や連結実質赤字比率、資金不足比率については、マイナスの数値が大きいということは、それだけ剰余額が多かったということではありますが、一般的に「実質収支比率（標準財政規模に対する実質収支額の割合）は3～5%程度が望ましい」と言われていることから、マイナスの数値が大きい（数値が低い）ほど良いという指標ではありません。

一方、実質公債費比率と将来負担比率は、マイナスの数値が大きい（数値が低い）ほど公債費や将来負担額の比重が軽く、財政の健全性が高いといえます。

総務省から算定結果が公表されている平成30年度決算に基づく実質公債費比率、将来負担比率を他団体と比較しますと、2つの指標ともに全国平均、東京都26市の平均よりも数値が低くなっており、「多摩市の財政は健全性が高い」ということが確認できます。

（参考）平成30年度決算に基づく健全化判断比率の他団体との比較

	多摩市 平成30年度決算 に基づく算定結果	各指標の平均値		早期健全化基準を超える団体の数	
		全国の 市区町村	東京都 26市	全国 (都道府県を含む)	東京都 26市
実質赤字比率	3.42%			なし	なし
連結実質赤字比率	33.21%			なし	なし
実質公債費比率	0.6%	6.1%	1.1%	1団体	なし
将来負担比率	55.5%	28.9%		1団体	なし

- ・実質赤字額がある団体はなし。
- ・連結実質赤字額がある団体はなし。

(参考) 令和元年度決算に基づく健全化判断比率等の算定結果の詳細について

健全化判断比率・資金不足算定の計算式に、算定に用いた数値をあてはめて、各指標算定の詳細を説明します。

平成20年度の決算統計から「臨時財政対策債発行可能額」が「標準財政規模」のうち数に改められたため、健全化判断比率算定に用いる「標準財政規模」と決算統計における「標準財政規模」は一致するようになりました。

ア. 実質赤字比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額} \{ \text{繰上充用額} + (\text{支払繰延額} + \text{事業繰越額}) \}}{\text{標準財政規模}}$$

$$= \frac{0 + (0 + 0)}{30,994,502 \text{千円}} = \text{なし}$$

一般会計等 多摩市では一般会計のみが該当

標準財政規模 30,994,502千円

繰上充用額 = 歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額 0
繰上充用は行っていない

支払繰延額 = 実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額 0
支払繰延額はない

事業繰越額 = 実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額 0
歳入不足のための事業繰越額はない

イ. 連結実質赤字比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{(イ + ロ)が(ハ + ニ)を超える場合の、当該超える額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$= \frac{(0 + 0) - (2,550,119 \text{千円} + 8,834,108 \text{千円})}{30,994,502 \text{千円}} = \text{なし}$$

標準財政規模 30,994,502千円

(イ) 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額 0

対象となる会計は一般会計と3つ(国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療)の特別会計。
全ての会計において実質赤字額なし

(ロ) 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額 0

対象となる会計は下水道事業会計。資金不足額なし

(ハ) 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額 2,550,119千円

対象となる会計は上記(イ)と同じ。4つの会計の実質黒字(実質収支額)の合計額

(ニ) 公営企業の特別会計のうち、資金の余剰額を生じた会計の資金の余剰額の合計額 8,834,108千円

対象となる会計は上記(ロ)と同じ。下水道事業会計の資金剰余額(実質収支額)

ウ. 実質公債費比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \quad \text{の3ヵ年平均}$$

	H29決算	H30決算	R1決算
元利償還金(繰上償還額等を除く)	1,945,048千円	2,022,312千円	1,940,181千円
一般会計歳入歳出決算書の数値から繰上償還額(109,955千円)を除いた額			
準元利償還金 下記(イ)～(ホ)の合計額			
(イ)満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合における1年当りの元金償還金相当額	0	0	0
満期一括の地方債償還額なし			
(ロ)一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの	49,201千円	46,446千円	44,080千円
下水道事業会計への繰出金(地方債償還・雨水分)			
(ハ)組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起した地方債の償還の財源に充てたと認められるもの	73,379千円	65,371千円	54,736千円
一部事務組合組負担金のうち組合が起債した地方債の償還分			
(ニ)債務負担行為に基づく支出のうち、公債費に準ずるもの	536,941千円	533,639千円	1,063,160千円
土地開発公社からの用地買戻し分、関戸公民館施設買戻し分など			
(ホ)一時借入金の利子	0	0	0
一時借入金の借入なし			
標準財政規模	30,533,213千円	29,837,676千円	30,994,502千円
特定財源	756,346千円	756,015千円	698,663千円
東京都補助金(ニュータウン財政補完) + 市営住宅使用料の一部 + 元利償還金等の財源に充てたと認められる都市計画税収入額			
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	1,692,733千円	1,604,719千円	1,445,423千円
地方交付税法の規定により、地方債の元利償還金・準元利償還金に係る経費として普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入される額			

$$29年度 = \frac{(2,604,569千円) - (2,449,079千円)}{30,533,213千円 - 1,692,733千円} = 0.53914\%$$

$$30年度 = \frac{(2,667,768千円) - (2,360,734千円)}{29,837,676千円 - 1,604,719千円} = 1.08750\%$$

$$R1年度 = \frac{(3,102,157千円) - (2,144,086千円)}{30,994,502千円 - 1,445,423千円} = 3.24230\%$$

$$\begin{array}{l} \text{3ヵ年平均} \\ \text{(小数点以下第二位を} \\ \text{切り捨てて表示)} \end{array} = 1.6\%$$

工. 将来負担比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入見込額})}$$

将来負担額 下記(イ)～(チ)の合計額

(イ)一般会計等の地方債現在高 主要施策の成果説明書の令和元年度末地方債残高を使用	14,079,191千円
(ロ)債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費等に係るもの) 普通会計(決算統計)の令和元年度末債務負担行為翌年度以降支出予定額のうち、地方債を原資にすることが可能なものの合計額	1,729,844千円
(ハ)一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額 下水道事業会計の雨水負担分	169,708千円
(ニ)当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額 一部事務組合組負担金のうち組合が起債した地方債の償還見込額(東京たま区域資源循環組合)	34,373千円
(ホ)退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額 全職員が一斉に退職したことを想定した負担見込額	2,384,461千円
(ヘ)設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額 該当なし	0
(ト)連結実質赤字額 該当なし	0
(チ)組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額 該当なし	0
充当可能基金額 一般会計、特別会計の各基金のうち、総務省の定めるところにより算定した上記(イ)～(ヘ)の償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金残高合計額	19,075,260千円
特定財源見込額 上記(イ)～(ニ)の償還額等に充てることのできる特定の歳入見込で、東京都補助金(ニュータウン財政補完) + 市営住宅使用料の一部 + 都市計画税収入額の一部を算入	2,024,132千円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 地方交付税法の規定により、(イ)～(ニ)に要する経費として普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入されることが見込まれる額として総務省の定めるところにより算定した額	10,014,105千円
標準財政規模	30,994,502千円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入見込額 地方交付税法の規定により、地方債の元利償還金・準元利償還金に係る経費として普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入される額	1,445,423千円

将来負担比率 =	$\frac{18,397,577 \text{千円} - (31,113,497 \text{千円})}{30,994,502 \text{千円} - (1,445,423 \text{千円})}$	=	なし
----------	--	---	----

オ. 資金不足比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{(\text{流動負債} + \text{建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高} - \text{流動資産}) - \text{解消可能資金不足額}}{\text{営業収益の額} - \text{受託工事収益の額}}$$

$$= \frac{(360,748 \text{千円} + 0 - 9,194,856 \text{千円}) - 0}{2,351,235 \text{千円} - 0} = \text{なし}$$

多摩市で該当となる会計は、下水道事業会計のみ

流動負債		360,748千円
貸借対照表 負債の部 流動負債合計から企業債等を控除した額		
建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高		0
該当なし		
流動資産		9,194,856千円
貸借対照表 資産の部 流動資産合計		
解消可能資金不足額 = 事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。		0
資金不足額が生じていないため算定せず		
営業収益の額		2,351,235千円
損益計算書 営業収益の額		
受託工事収益の額		0
該当なし		

令和元年度 多摩市の財政状況(決算の概要)

印刷物番号 2-14

編集 多摩市企画政策部財政課
〒206-8666

東京都多摩市関戸六丁目12番地1

042(338)6814

発行 令和2年8月

印刷 庁内印刷